

# 野木町

## 地域福祉計画・地域福祉活動計画

支えあい ともに生きる  
笑顔あふれる  
まちづくり



平成29年3月

野木町・野木町社会福祉協議会



## はじめに

このたび、平成29年度から平成33年度までの5年間を計画期間とする「野木町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定いたしました。

「地域福祉」とは、誰もが安心して暮らすことができるよう、地域住民、行政、社会福祉関係団体などが、ともに支えあい、助け合う地域づくりを行うことであり、また、一人ひとりが日常の暮らしの中で幸せを感じられる地域をつくっていくという意味もこめられています。

近年では、社会情勢や地域社会の変化に伴い、孤立、認知症問題、困窮、虐待など従来の分野別の福祉では対応できない地域の問題や複雑な生活課題の顕在化、また多発する風水害・地震などの災害により、地域の安全安心に関わる体制の構築等も課題となってきております。

こうした状況の中、多様な住民ニーズに応じた福祉・保健・医療や生活全般にわたる総合的な取り組みと幅広い連携が必要とされています。さらに、地域の連帯感を取りもどし、お互いに支えあい、人と人との絆を大切にすることで、まちの一員として、自分らしく住み慣れた地域で生活を送ることができる地域をつくることにより一層求められております。

本計画は、町民と行政による協働のまちづくりの理念に基づき「支えあい ともに生きる 笑顔あふれるまちづくり」を基本理念とし、「自助」「共助」「公助」の視点から相互連携のもと一人ひとりの“日常の暮らしの幸せ”を実現するため、地域の生活課題解決の指針となるよう策定したものです。

なお、計画を推進するにあたりましては、地域の皆様や関係機関、事業者等の皆様と行政が一体となって取り組んで行くことが必要不可欠ですので、引き続きのご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、多大なるご尽力を賜りました野木町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会の委員の皆様、また、町民意識調査や地域福祉懇談会等で様々なご意見、ご提言をいただきました町民の皆様に心から御礼申し上げます。

平成29年3月

野木町長 **真瀬宏子**





## はじめに

近年我が国では、急速な少子高齢化や核家族化、大規模地震などの自然災害の対処が喫緊の課題となっております。また、地域では町民一人ひとりの福祉ニーズも多様・複雑化し、公的なサービスだけでは対応が困難な引きこもりや自殺、認知症の問題、児童や高齢者の虐待、生活困窮者の増加など、新たな課題も表面化しつつあります。



一方、一昨年9月には、台風18号等による浸水被害を経験し、改めて普段の住民同士のつながりや支え合い、助け合いなどの大切さを痛感することとなりました。

このような中、誰もが住み慣れた地域で安心して生きがいをもって生活を送るためには、行政や社会福祉協議会が行う公的な福祉サービスのみならず、地域住民・行政・社会福祉関係者などの連携による地域福祉活動を推進することがこれまで以上に重要になってきております。

本計画は、行政による「地域福祉計画」と社会福祉協議会による「地域福祉活動計画」を一体的に策定し、相互の連携をとりながら、地域福祉の推進を図ることを目標としております。

また、「支えあい ともに生きる 笑顔あふれるまちづくり」を基本理念とし、計画を推進するためには、地域住民の皆様をはじめ、関係機関・団体、行政と社会福祉協議会などがそれぞれの役割分担のもと連携・協働することが不可欠です。

「人」・「絆」・「安全・安心」・「仕組み」を基本目標に捉え、地域福祉の実現をめざし、取り組んでまいりたいと思っておりますので、町民の皆様には、より一層のご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力をいただきました野木町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員の方々、町民意識調査や地域懇談会等で貴重なご意見やご提言をいただきました町民の皆様、並びにヒアリングにご協力いただきました関係機関、関係者の皆様にご心から感謝し、お礼を申し上げます。

平成29年3月

社会福祉法人野木町社会福祉協議会

会 長 知久善一



# もくじ

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨 .....	3
2 地域福祉とは.....	4
3 計画の位置づけ .....	5
4 計画の期間.....	6
5 計画の策定体制 .....	7
第2章 野木町の現状.....	9
1 町の概況.....	11
2 人口動態と世帯の状況.....	12
3 子ども・高齢者・障がい者の状況.....	15
4 地域の現状と課題.....	20
5 町民意識調査からみる地域の現状と課題 .....	24
6 地域懇談会からみる地域の現状と課題 .....	28
第3章 計画の方向性.....	33
1 基本理念.....	35
2 基本目標.....	36
3 施策体系.....	38
第4章 施策の展開.....	39
基本目標1 支えあう心を育む人づくり.....	41
基本施策1 福祉教育の推進.....	42
基本施策2 地域福祉を推進する担い手の育成.....	44
基本施策3 地域活動と参加の促進.....	46
基本目標2 地域の絆づくり .....	48
基本施策1 顔の見える関係づくり .....	49
基本施策2 身近な地域交流の場の充実 .....	50
基本施策3 多様な主体によるつながりづくり .....	52
基本目標3 みんなでつくる安全・安心のまちづくり .....	54
基本施策1 災害時・緊急時の支援体制の強化.....	55
基本施策2 日常生活における見守り体制の構築.....	57
基本施策3 生活課題に対する支援の強化.....	59

基本目標4 地域福祉の仕組みづくり.....	61
基本施策1 相談支援体制の充実.....	62
基本施策2 福祉に関する情報提供.....	64
基本施策3 生活支援体制の充実.....	65
第5章 計画の推進にあたって.....	67
1 計画の推進体制.....	69
2 計画の進行管理.....	70
3 地域福祉の推進に向けて.....	71
資料編.....	73
1 策定経過.....	75
2 野木町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会設置要綱.....	76
3 用語解説.....	78



# 第1章 計画の策定にあたって



## 1 計画策定の趣旨

近年の福祉政策は個人の尊厳を尊重する視点から、個々人の生活全体に着目し、障がいがあっても要介護状態になっても、できる限り地域の中でその人らしい暮らしができるような基盤を整備していくという考えに基づき、自立支援、生活の確保、施設や病院から地域への移行が進められてきました。

しかし、一方では、急速な少子高齢化や核家族化、個人の価値観やライフスタイルの多様化等による、家族や地域で支え合う機能の衰えや社会的つながりの希薄化、大規模地震や自然災害などへの対処等が喫緊の課題となっております。

このような中、引きこもりや自殺、認知症の問題、児童や高齢者の虐待、配偶者等からの暴力、地域からの孤立、生活困窮者の増加など、新たな課題も表面化しつつあり、地域では町民一人ひとりの福祉ニーズが多様化・複雑化し、公的なサービスだけでは対応が困難な状況となっております。

地域福祉の役割は、住み慣れた地域で、お互いが支えあい助けあうことにより、誰もがそれぞれの個性を活かし、地域の一員として生活することができる社会をつくることです。そのためには、地域住民が主体となり、専門職、家族や友人、福祉活動を担う人、ボランティア、民生委員児童委員、NPO、事業者、各種福祉施設等、様々な関係者が互いに支え合うことが求められます。

また、これからの福祉は、「地域社会再生の軸としての福祉」という視点による新たな方向性が求められており、地域の課題を発見するための方策、適切な圏域の設定、情報の共有、活動資金の調達など、必要とされる取組を具体化し、計画的に推進していく必要があります。

そのため、地域住民、行政、社会福祉関係団体等の支援・連携体制を一層強化し、お互いの役割を果たす中で、本町の地域福祉をより効果的に推進するため、「野木町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を一体的に策定することとしました。

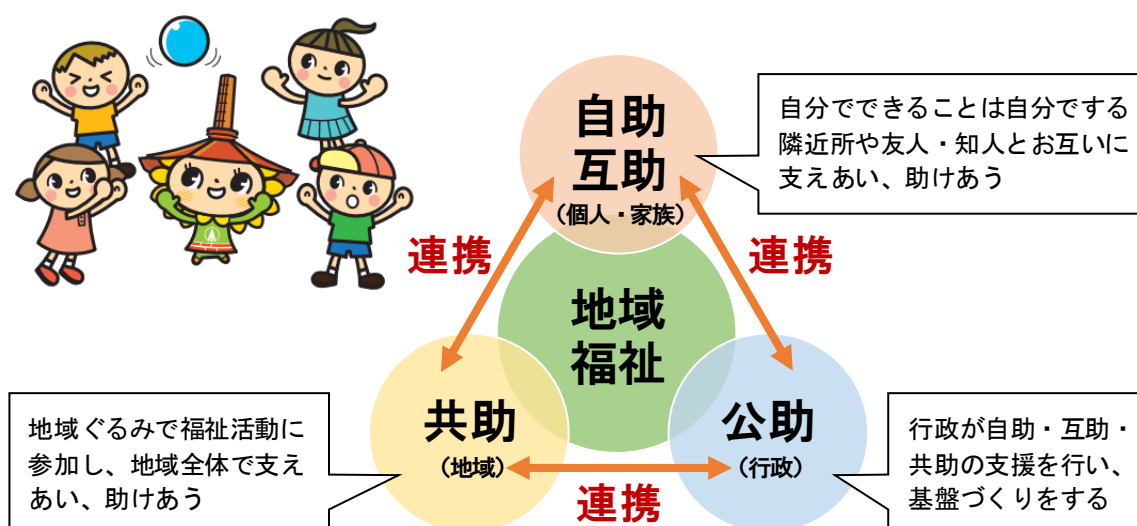
## 2 地域福祉とは

地域福祉とは、「誰もが安心して暮らすことができるよう、地域住民、行政、社会福祉関係団体などが、ともに支えあい、助けあう地域づくり」を行うことです。

そのためには、町民一人ひとりが、自分でできることは自分でする「自助」の意識や隣近所や友人・知人とお互いに支えあい、助けあう「互助」の意識を持ち、地域ぐるみで福祉活動に参加し、地域で支えあい、助けあう「共助」の考え方を持つことが大切です。

また、地域住民の活動や社会福祉関係団体などによる取組が主体的に推進されるよう、行政には自助・互助・共助の支援を行い、基盤づくりをする「公助」の役割が求められます。

### ■本計画における「自助・互助・共助・公助」の考え方



### 3 計画の位置づけ

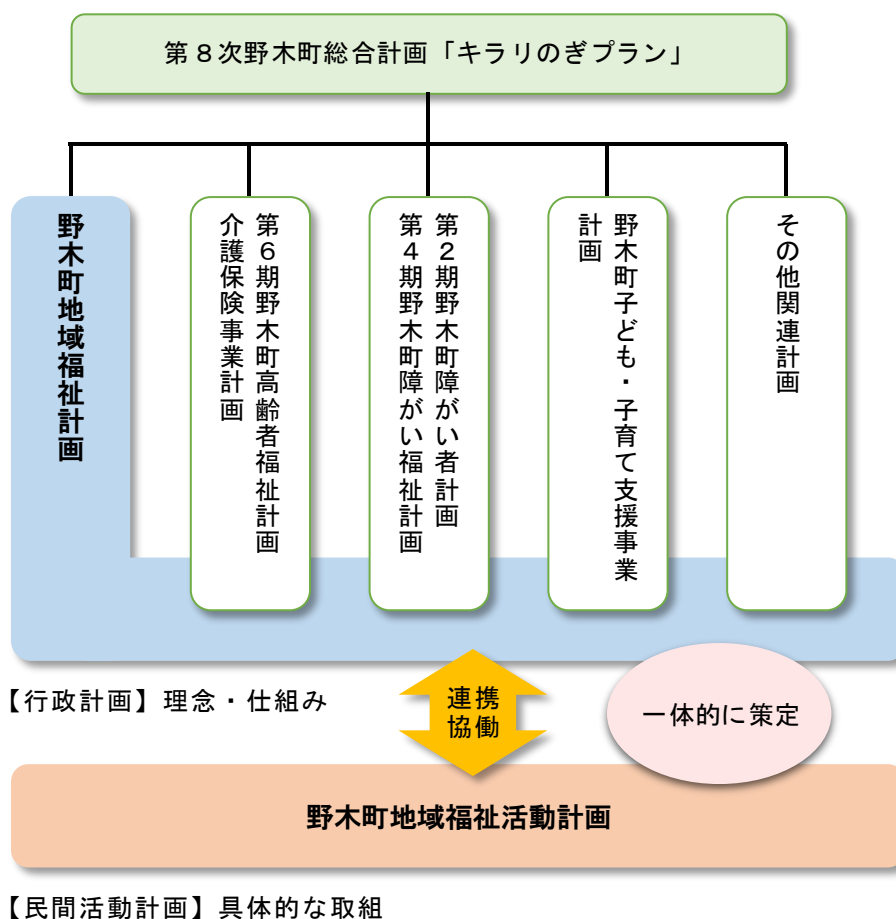
「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉を推進するための理念と仕組みを定めた総合的な計画として、行政が策定する計画です。

一方、「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条の規定に基づき、地域福祉を推進するための実践的な計画として、社会福祉協議会が策定する計画です。

このように、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は表裏一体の関係にあるため、両計画を一体的に策定し、効果的な地域福祉の推進を図ります。

また、本計画は、関連計画との整合性を図りながら、高齢者や障がい者といったサービスの「対象者」に着目するのではなく、「地域」に着目し、地域課題の解決のための方策について定める計画とします。

■計画の位置づけ




## 4 計画の期間

本計画の期間は、平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間とします。

ただし、社会情勢の変化、地域における新たな課題、国や県の取組等に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

■計画の期間

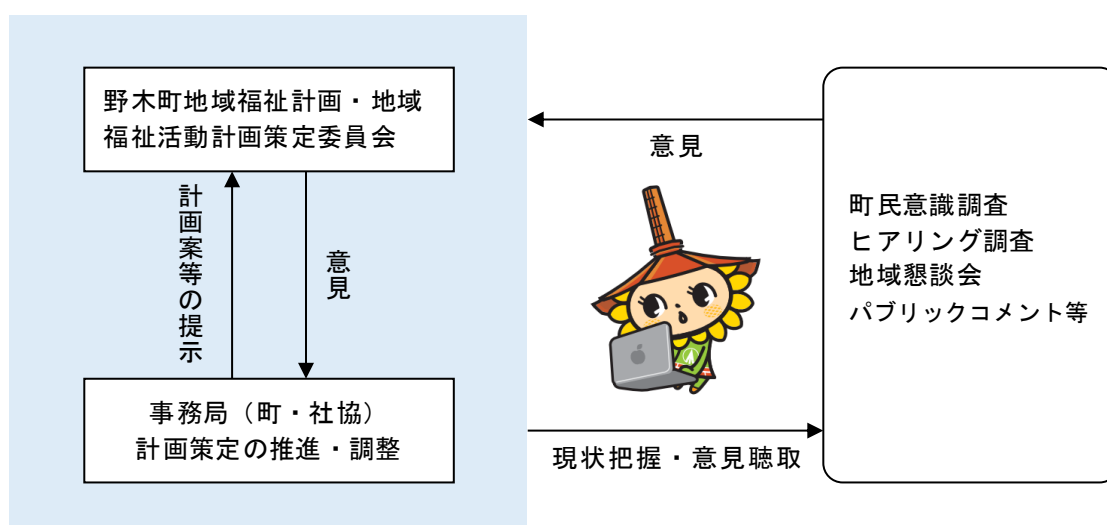
計画	年度	平成									
		28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
第 8 次野木町総合計画 「キラリのぎプラン」 											
	○基本構想	→									
	○前期基本計画	→					→				
	○後期基本計画	→									
野木町地域福祉計画・ 地域福祉活動計画											
	○本計画	→					→				
	○次期計画	→									

## 5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、「野木町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会」を設置し、各委員の専門的な見地から、計画の方向性や内容等について意見・提言を受け、検討・協議を行いました。

また、町民意識調査や福祉関係団体のヒアリング調査、地域懇談会、パブリックコメント等を通じて、様々なご意見をいただきました。

### ■計画の策定体制



### ○町民意識調査の実施

本計画の策定に向けて、地域福祉に対する町民の現在の意識や今後の意向や要望を探り、分析結果を計画策定の資料として活用することを目的として「野木町の地域福祉を推進するための町民意識調査」を実施しました。

### ■実施概要

調査対象者	野木町在住の20歳以上の町民2,500人
抽出方法	住民基本台帳により、居住地域・年代・性別を考慮した無作為抽出
調査方法	郵送配付・郵送回収
調査期間	平成27年9月16日（水）～平成27年9月30日（水）
回収結果	回収数（回収率）：1,269人（50.8%）

## 第1章 計画の策定にあたって

### ○地域懇談会の開催

本計画の策定にあたり、地域の現状や課題などを把握し、計画に反映するために、地域懇談会を実施しました。本町の13地区において、各地区の現状や課題等について議論しました。

#### ■開催概要

開催日	開催地区	参加者数
平成28年1月31日(日)	新橋区	27人
2月6日(土)	丸林東区	23人
	若林区、佐川野区、川田区	24人
2月7日(日)	丸林西区	16人
	野木区、野渡区	22人
2月13日(土)	友沼区、潤島区	17人
	南赤塚区、中谷区	20人
2月14日(日)	松原区	16人
合計		165人

### ○ヒアリング調査の実施

福祉関係の施設・事業所等の職員からの課題や要望、利用者のニーズや意向を把握するための聞き取り調査を実施しました。

#### ■実施概要

調査対象	町内の福祉関係施設・事業所
調査期間	平成28年3月14日(月)～平成28年4月28日(木)
回答者	高齢者福祉関係：13人(利用者6人、職員7人) 障がい福祉関係：2人(利用者2人) 幼稚園・保育所：42人(利用者22人、職員20人)



## 第2章 野木町の現状



## 1 町の概況

本町は、栃木県の最南端に位置し、茨城県とも接しており、栃木県の南の玄関口として急速に発展しています。JR 宇都宮線や国道 4 号線により、首都東京へ約 60 キロメートル、宇都宮へ約 40 キロメートルで結ばれた首都圏に位置します。

地形は平坦で、気候は温暖、地味も肥沃と、気候風土ともに恵まれています。このような条件のもと、米・麦・果樹・施設園芸などの農業が盛んです。一方、交通の便利さから、住宅が急増し、ベッドタウン的色彩がみられます。また、町南部には野木工業団地があり、さらに、町東部には民間開発の野木東工業団地があります。

近年、本町の人口は減少傾向（12 頁参照）にあり、町外からの移住者の増加や若者の町外への流出防止対策、空き家対策などにより急激な人口減少に歯止めをかけていくとともに、町民が安全・安心、快適にいきいきと暮らすことができる、各地域の特徴を活かした持続可能なまちづくりに取り組んでいます。

また、地域における住民の生活を支える基盤は、保健・医療・福祉関係の施設だけでなく、住まいや公共施設、交通網、さらには地域資源を繋ぐ人的なネットワークが重要な要素となります。



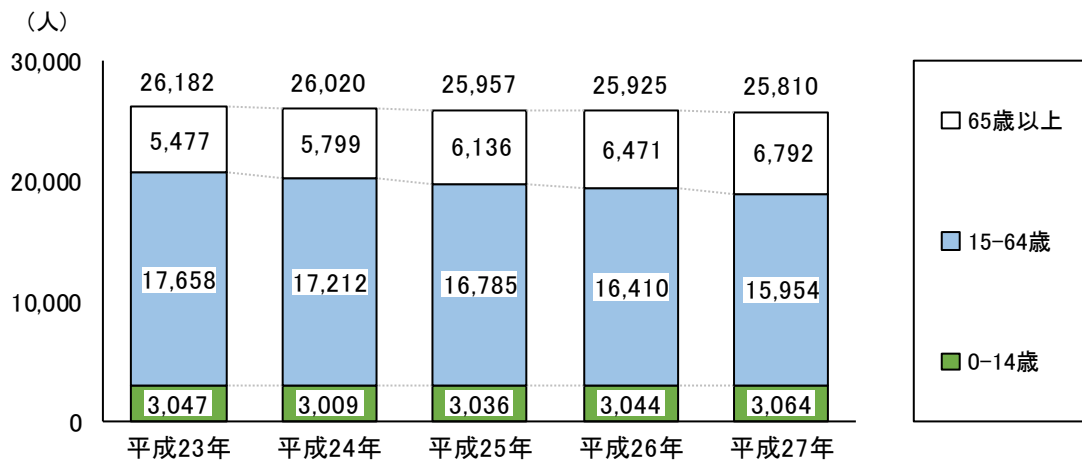
## 2 人口動態と世帯の状況

### (1) 人口の推移

近年、本町の0～14歳の年少人口と65歳以上の高齢者人口は増加傾向にありますが、15～64歳の生産年齢人口は年々減少しており、総人口も減少が続いています。

地区別の人口の推移をみると、野木地区、新橋地区、佐川野地区、川田地区の人口は年々減少している一方で、丸林東地区の人口は年々増加しており、地区ごとに差が見られます。

#### ■総人口と年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

#### ■地区別 総人口の推移 (人)

■斜体は前年から減少

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
町全体	26,182	26,020	25,957	25,925	25,810
友沼地区	1,521	1,532	1,541	1,549	1,490
松原地区	2,981	2,978	2,980	2,976	2,957
新橋地区	4,457	4,407	4,342	4,284	4,214
野木地区	1,695	1,675	1,673	1,642	1,616
野渡地区	1,250	1,237	1,230	1,240	1,229
南赤塚地区	3,660	3,646	3,615	3,601	3,638
中谷地区	369	367	372	360	345
丸林東地区	3,325	3,344	3,357	3,416	3,440
丸林西地区	2,813	2,751	2,772	2,787	2,818
潤島地区	1,833	1,832	1,856	1,869	1,887
若林地区	647	643	645	648	641
佐川野地区	1,012	995	966	957	943
川田地区	619	613	608	596	592

資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

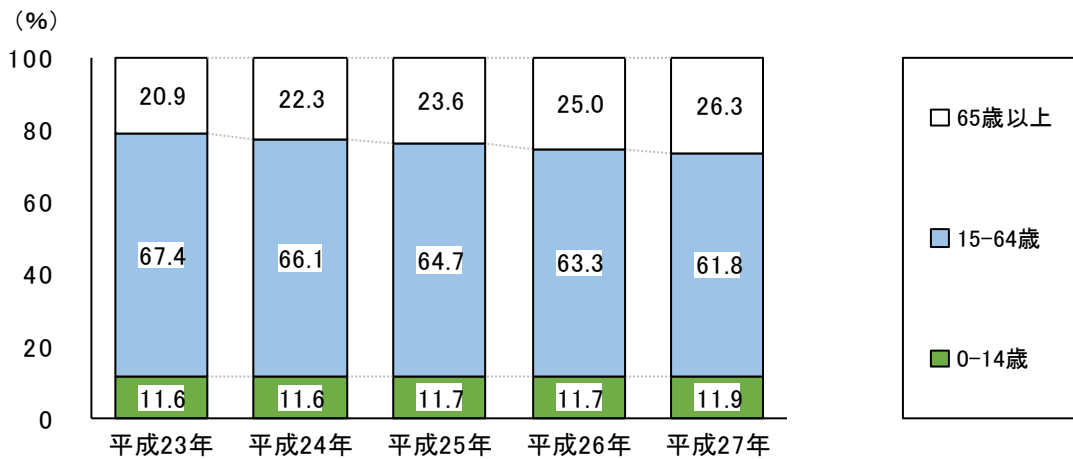
## (2) 人口構成の推移

少子高齢化が全国的に進展する中で、本町においても、65歳以上の高齢者人口割合（高齢化率）が高まっています。平成27年には26.3%となり、平成23年から5.4ポイント上昇しています。

地区別の高齢化率をみると、平成27年には、中谷地区、若林地区、佐川野地区において30%を超えています。

また、新橋地区では、平成23年に16.0%であった高齢化率が、平成27年には11.5ポイント増の27.5%となり、急速に高齢化が進行しています。

### ■年齢3区分別 人口構成の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

### ■地区別 高齢化率の推移 (%)

■斜体は町全体より高い

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
町全体	20.9	22.3	23.6	25.0	26.3
友沼地区	22.1	21.6	22.5	23.4	25.0
松原地区	21.1	22.2	23.3	24.6	25.3
新橋地区	16.0	18.3	20.9	24.3	27.5
野木地区	24.3	25.4	26.1	26.7	28.3
野渡地区	24.5	25.8	26.8	26.7	27.5
南赤塚地区	21.2	22.9	24.4	25.4	26.1
中谷地区	28.7	28.6	28.8	29.2	31.9
丸林東地区	18.2	19.4	20.2	21.1	22.0
丸林西地区	21.4	22.9	23.8	24.6	25.1
潤島地区	21.5	22.9	24.6	25.9	27.0
若林地区	23.8	25.8	27.0	28.2	31.0
佐川野地区	29.5	30.3	31.9	33.0	33.7
川田地区	24.4	24.6	25.5	25.8	28.0

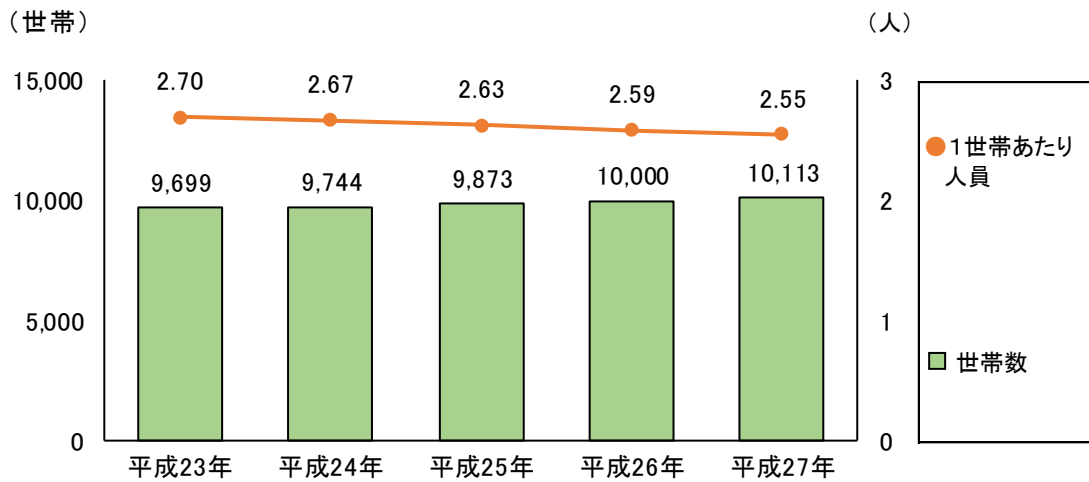
資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

### (3) 世帯数の推移

本町の世帯数は年々増加していますが、1世帯あたり人員は減少しており、核家族化の進行や独居高齢者が増加していることなどが考えられます。

地区別の1世帯あたり人員の推移をみると、中谷地区と川田地区では3人台を保って推移していますが、丸林東地区と丸林西地区では、町全体の数値を大きく下回って推移しています。

#### ■総人口と年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

#### ■地区別1世帯あたり人員の推移（人）

■斜体は町全体より低い

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
町全体	2.70	2.67	2.63	2.59	2.55
友沼地区	3.10	3.03	3.00	2.96	2.92
松原地区	<i>2.63</i>	<i>2.61</i>	<i>2.59</i>	<i>2.53</i>	<i>2.48</i>
新橋地区	2.74	2.69	<i>2.62</i>	<i>2.57</i>	<i>2.55</i>
野木地区	2.89	2.87	2.84	2.76	2.72
野渡地区	2.78	2.80	2.75	2.72	2.68
南赤塚地区	2.75	2.68	<i>2.62</i>	<i>2.58</i>	<i>2.53</i>
中谷地区	3.18	3.25	3.21	3.05	3.00
丸林東地区	<i>2.44</i>	<i>2.46</i>	<i>2.44</i>	<i>2.44</i>	<i>2.42</i>
丸林西地区	<i>2.38</i>	<i>2.37</i>	<i>2.34</i>	<i>2.33</i>	<i>2.30</i>
潤島地区	2.78	2.71	2.70	2.68	2.60
若林地区	2.71	<i>2.64</i>	<i>2.58</i>	2.59	2.58
佐川野地区	2.93	2.91	2.81	2.78	2.74
川田地区	3.58	3.50	3.44	3.27	3.23

資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

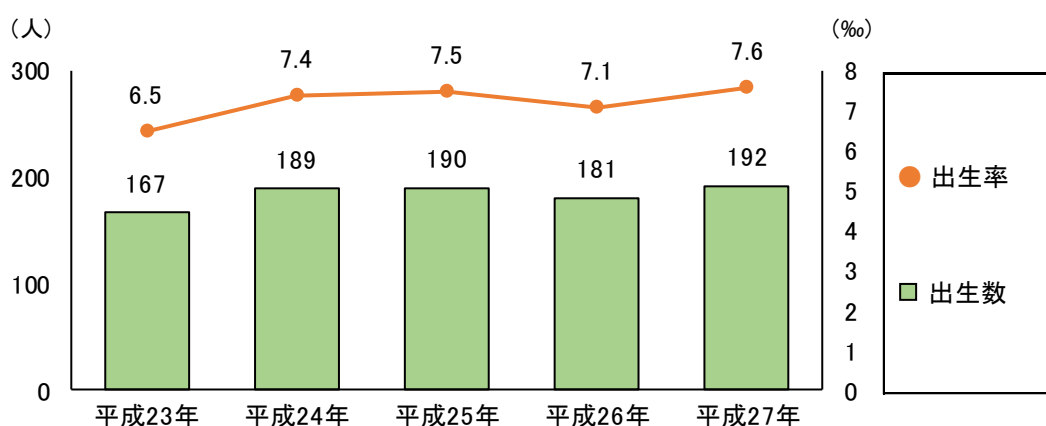
### 3 子ども・高齢者・障がい者の状況

#### (1) 子どもの状況

##### (1-1) 出生数及び出生率

本町の平成27年の出生数は、過去5年間で最も多い192人となっています。  
また、出生率<sup>※1</sup>は、7.6‰となっており、県南地区では中位に位置しています。

■ 出生数と出生率の推移



【参考値】出生率（平成27年）

国 8.0、栃木県 7.9、高根沢町 9.7（県内第1位）、宇都宮市 9.3（県内第2位）  
 県南地区：上三川町 8.3、小山市 7.9、下野市 7.9、壬生町 7.3、栃木市 6.7

資料：栃木県健康増進課「栃木県保健統計年報」

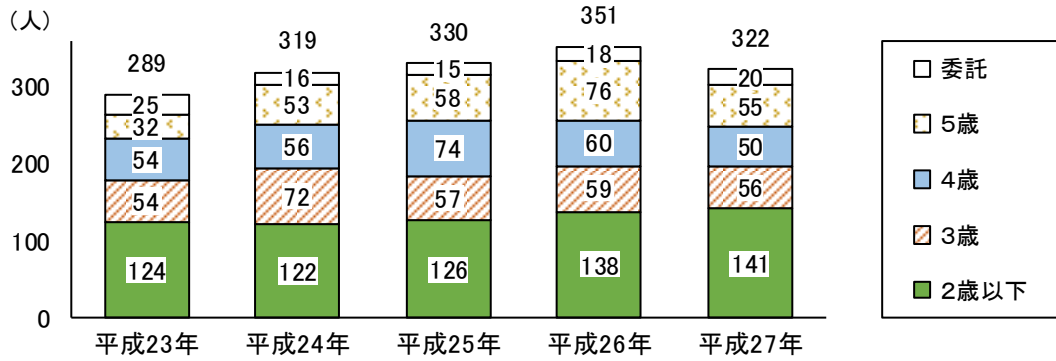


※1 人口1,000人あたりにおける出生数のこと

(1-2) 保育所の状況

本町の保育所の在籍人員は年々増加し、平成26年には351人となっています。  
 なお、平成27年度から野木幼稚園が幼保連携型認定こども園<sup>※2</sup>に移行したため、平成27年の全体の在籍人員は減少していますが、2歳以下は増加しています。

■保育所の在籍人員

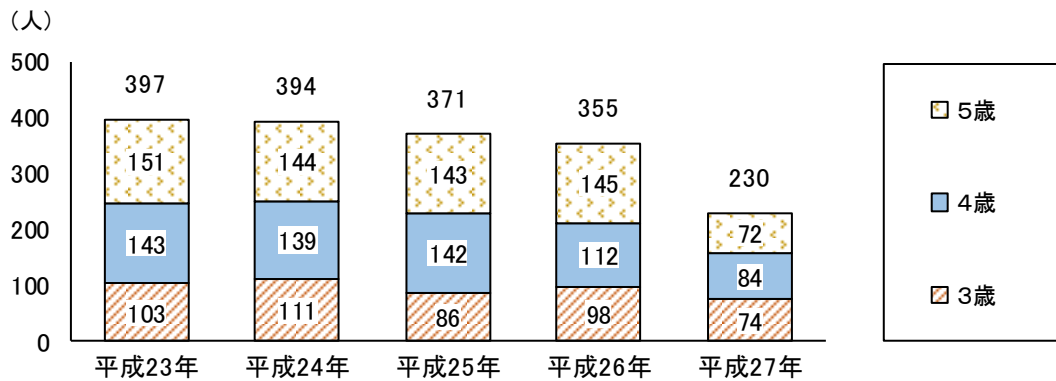


資料：こども教育課(各年4月1日現在)

(1-3) 幼稚園の状況

本町の幼稚園の在籍人員は年々減少し、平成26年には355人となっています。  
 なお、平成27年度から野木幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行したため、平成27年の在籍人員は減少しています。

■幼稚園の在籍人員



【参考値】幼保連携型認定こども園(平成27年)

年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	全体
園児数(人)	3	12	12	35	35	40	137

資料：学校基本調査(各年5月1日現在)

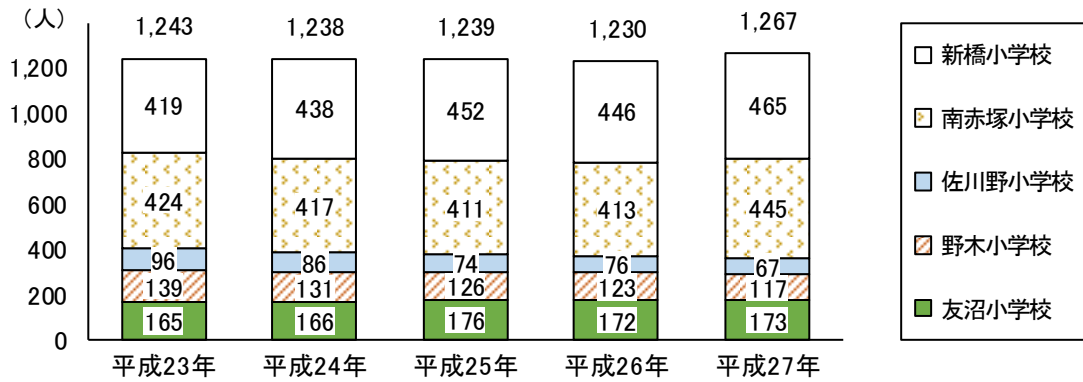
※2 幼稚園の機能と保育所の機能の両方を合わせて持つ単一の施設で、小学校就学前の子どもの教育・保育・子育て支援を一体的に提供する施設のこと



(1-4) 小学校の状況

本町の平成27年の小学校の児童数は、過去5年間で最も多い1,267人となっています。一方で、佐川野小学校と野木小学校は、平成23年と比較すると減少しており、小学校によって状況が異なります。

■ 小学校の児童数

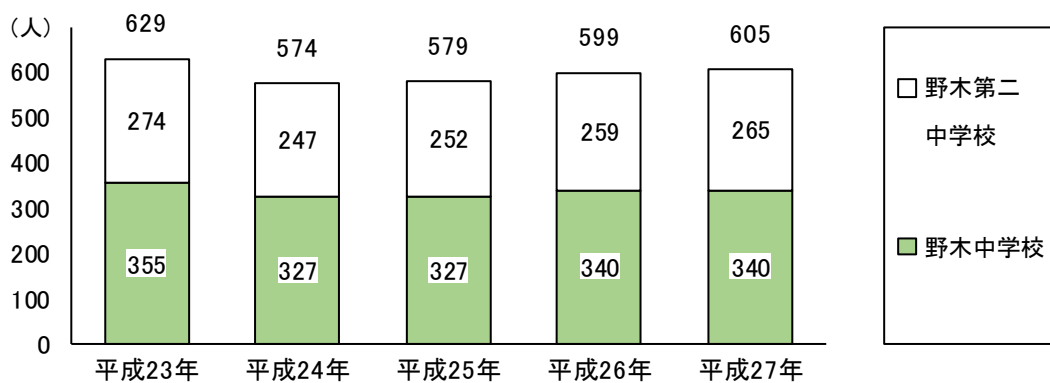


資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

(1-5) 中学校の状況

本町の中学校の生徒数は、平成23年から平成24年にかけて大きく減少していますが、平成25年以降は年々増加しており、平成27年には605人となっています。

■ 中学校の生徒数



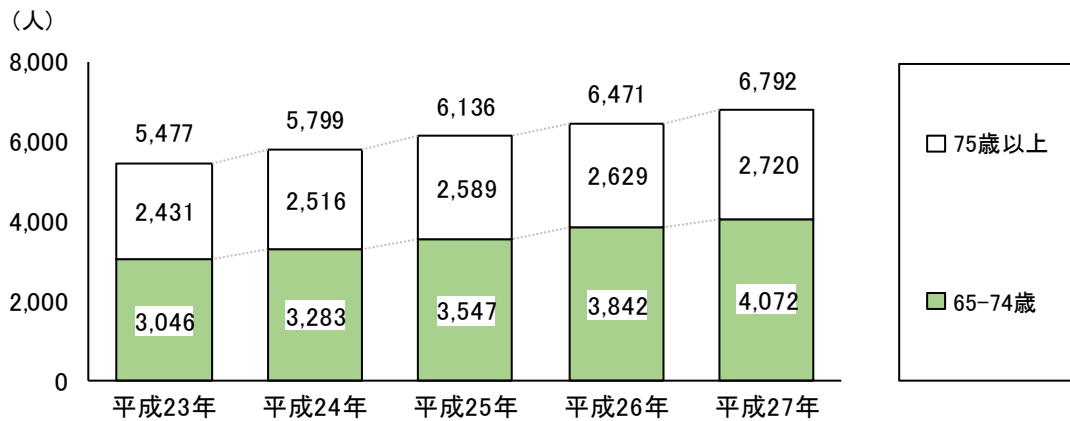
資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

## (2) 高齢者の状況

### (2-1) 高齢者数の推移

本町の高齢者数は年々増加しており、65～74歳の前期高齢者、75歳以上の後期高齢者ともに増加している状況です。5年前と比較すると、前期高齢者が1.3倍、後期高齢者が1.1倍となっています。

#### ■ 高齢者数の推移

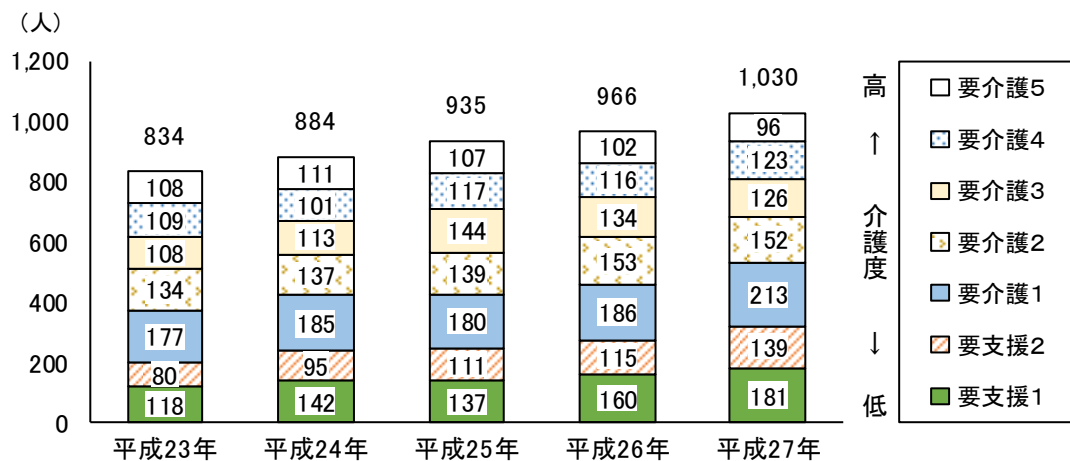


資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

### (2-2) 要介護（要支援）認定者数の推移

本町の要介護（要支援）認定者数は年々増加しており、平成27年には1,000人を超えています。4年前と比較すると、要支援2が1.7倍、要支援1が1.5倍となり、要支援認定者の増加割合が高くなっています。

#### ■ 要介護（要支援）認定者数の推移



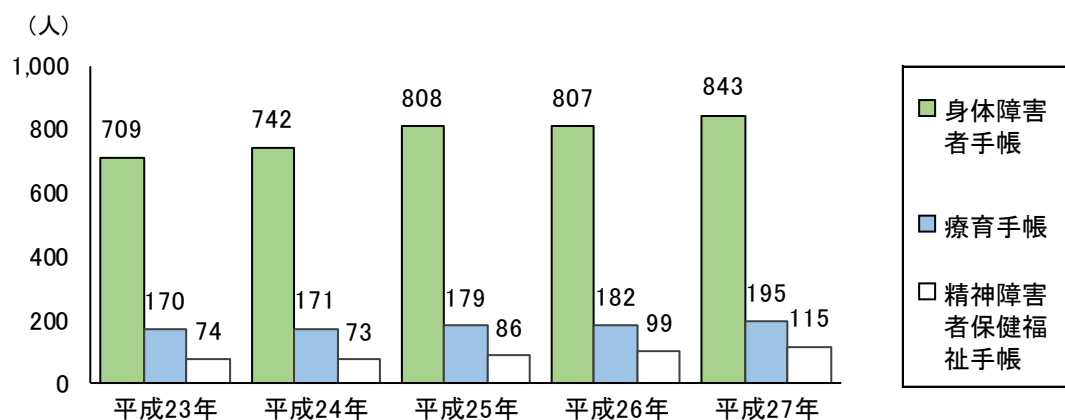
資料：介護保険事業状況報告（平成23年：3月末現在、平成24年以降：各年9月末現在）

### (3) 障がい者の状況

#### (3-1) 手帳所持者数の推移

本町の平成27年の手帳所持者をみると、身体障害者手帳所持者は843人、療育手帳所持者は195人、精神障害者保健福祉手帳所持者は115人となっており、いずれも増加傾向にあります。

#### ■手帳所持者数の推移



資料：野木町健康福祉課（各年3月末現在）

## 4 地域の現状と課題

### (1) 自治会の状況

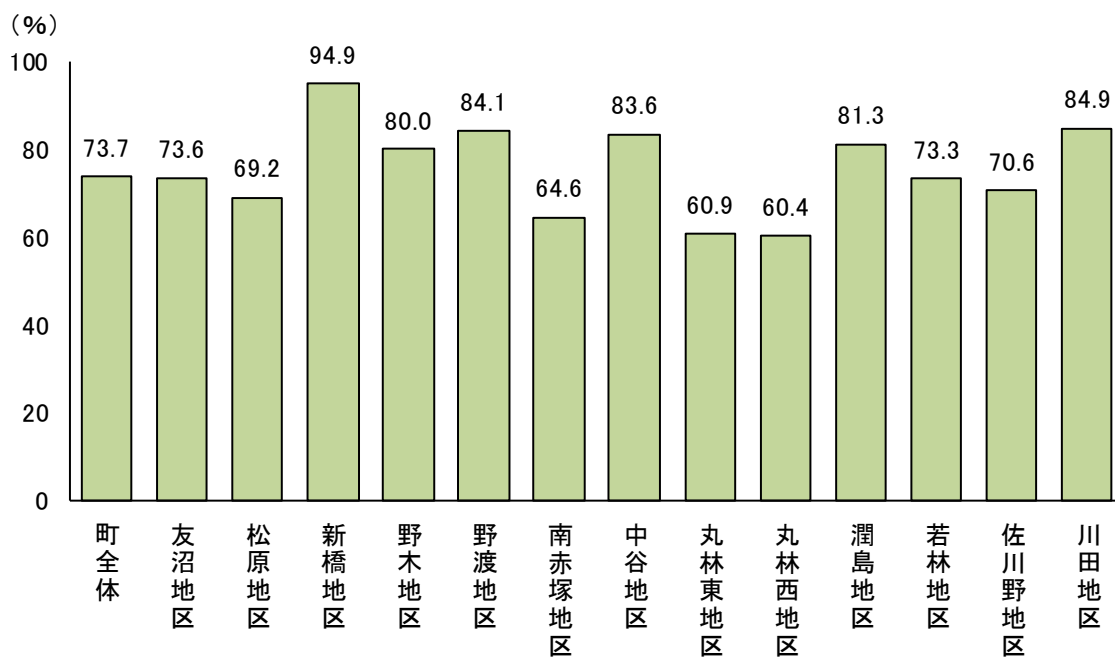
本町の自治会の加入率は、町全体で73.7%となっています。

地区別の加入率をみると、新橋地区が最も高く94.9%を占めています。次いで、割合が高い順に川田地区、野渡地区、中谷地区、潤島地区、野木地区と続いており、いずれも80%以上を占めています。

一方、丸林西地区は60.4%、丸林東地区は60.9%で、他の地区と比較すると低くなっています。

今後、協働の地域づくりを推進するためには、地域の小単位である自治会の加入を促進し、各地区の活性化を図ることが求められます。

■自治会加入率



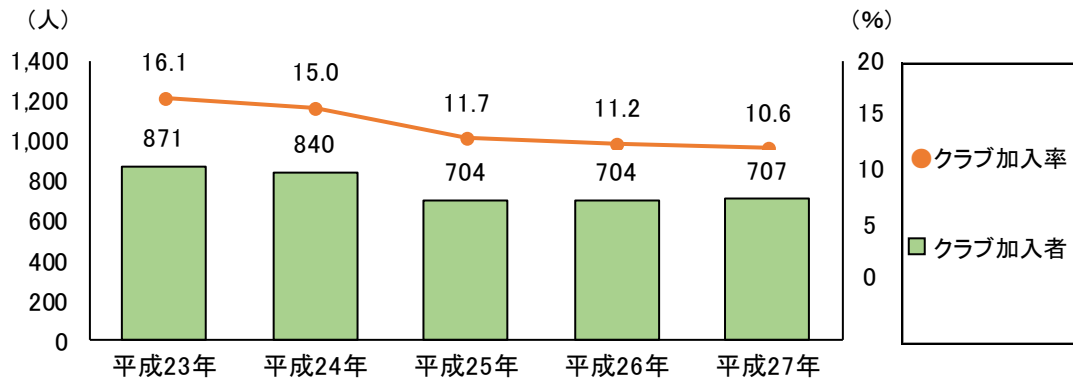
資料：野木町健康福祉課作成資料（平成28年10月1日現在）

## (2) 老人クラブの状況

本町の老人クラブの加入率は年々減少し、平成27年に10.6%となり、過去5年間で最も低くなっています。

今後は、加入率を向上し、仲間づくりや交流の場としての役割を担うことが期待されます。

■老人クラブ加入者と加入率の推移



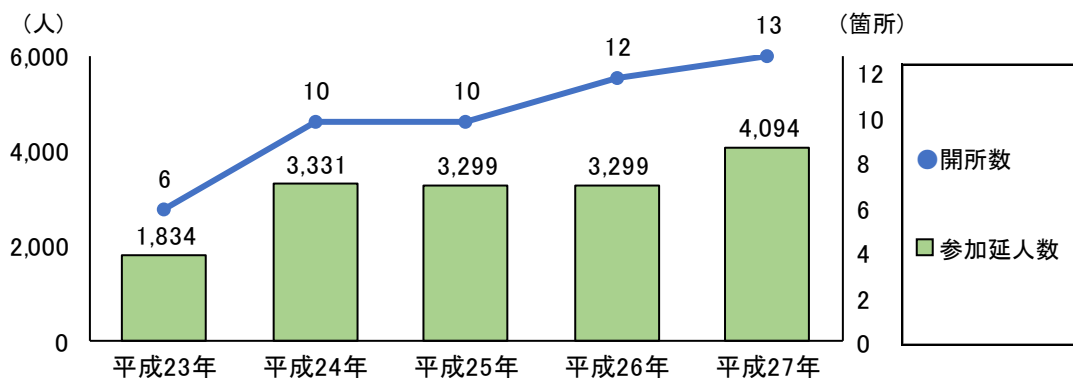
資料：野木町健康福祉課（各年4月1日現在）

## (3) ふれあいサロンの状況

本町のふれあいサロンの開所数は年々増加しており、平成27年には町内13箇所での開所となっています。また、平成23年度社協主導型6会場から、平成24年度以降、地域住民が主体となって運営しているサロンが4箇所開設されています。

サロンの開所数の増加に伴い、参加者数も増加しており、平成27年には延べ4,094人の参加となっており、今後のさらなる拡充が期待されます。

■ふれあいサロンの開所数と参加人数の推移



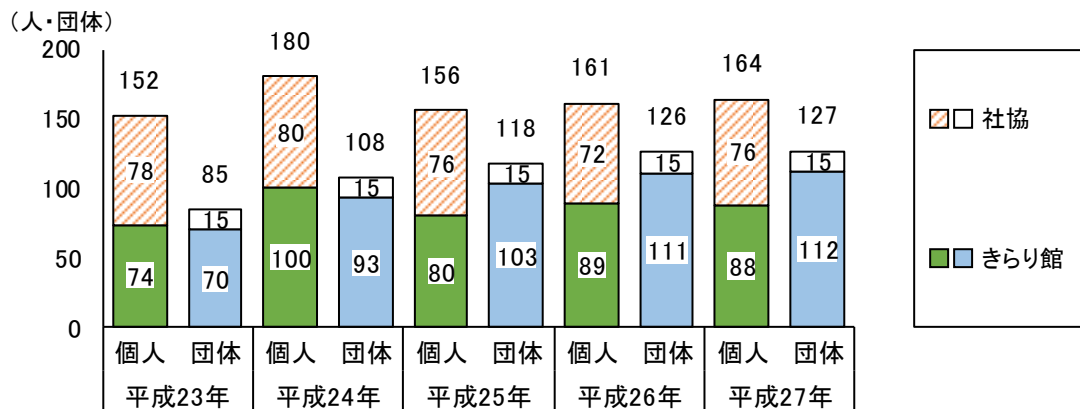
資料：野木町社会福祉協議会（各年3月31日現在）

### (4) ボランティアの状況

本町のボランティアの状況をみると、個人の登録者数は、きりり館と社協はともに横ばいで推移しています。

団体の登録は、きりり館において年々増加し、平成27年には112団体となり、今後も継続して活動を行うことができるよう支援が求められます。

■ ボランティアの登録者数と登録団体数の推移



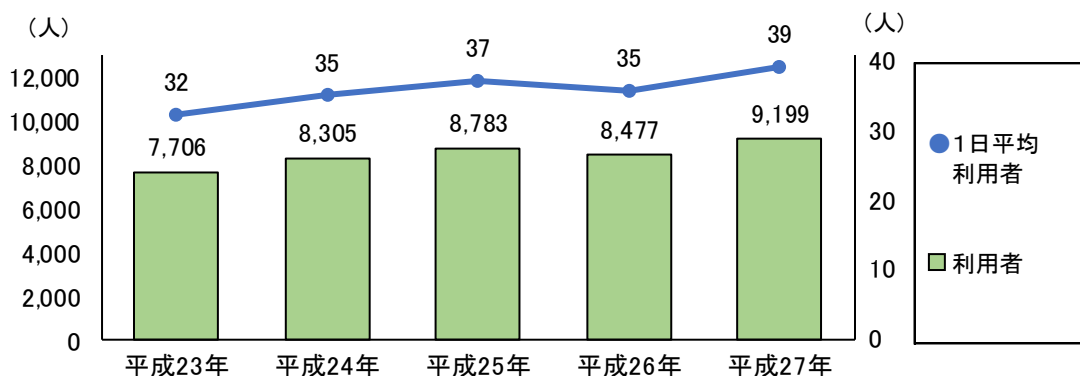
資料：野木町社会福祉協議会・野木町ボランティア支援センター（各年3月31日現在）

### (5) デマンドタクシー

本町のデマンドタクシーの利用者数は、平成27年には9,199人で、平成23年と比較すると、およそ1.2倍の増加となっています。また、1日の平均利用者数は、平成27年は39人で、過去5年間で最も多くなっています。

今後は、高齢者の増加に伴い、さらなる利用者の増加が予測されるため、事業の周知や利便性の向上等が必要となります。

■ デマンドタクシー利用者数の推移



資料：野木町社会福祉協議会（各年3月31日現在）

## (6) 安全・安心見守りネットワーク

日常生活の中で支援が必要な住民を対象に、地域や関係機関等との協働により、日常적인見守りを行う事業です。

今後も、積極的に周知啓発を行い、支援の必要な方や協力員の登録を促すとともに、より効果的なネットワークの構築を図ります。

### ■安全・安心見守りネットワークの要援護者数と協力員数

	要援護者(人)			協力員(人)		
	見守り	災害時	見守り・災害時	見守り	災害時	見守り・災害時
町全体	296			536		
	29	180	87	117	172	247
友沼地区	7	3	3	4	16	28
松原地区	3	13	12	10	17	29
新橋地区	2	49	13	33	50	56
野木地区	0	18	15	11	20	19
野渡地区	1	0	1	3	0	4
南赤塚地区	5	17	7	13	15	24
中谷地区	1	5	1	4	10	16
丸林東地区	0	6	3	3	0	5
丸林西地区	5	25	16	10	11	32
潤島地区	1	17	10	15	13	21
若林地区	2	13	1	0	7	4
佐川野地区	2	11	2	7	6	5
川田地区	0	3	3	4	7	4

資料：野木町健康福祉課（平成28年4月1日現在）

## 5 町民意識調査からみる地域の現状と課題

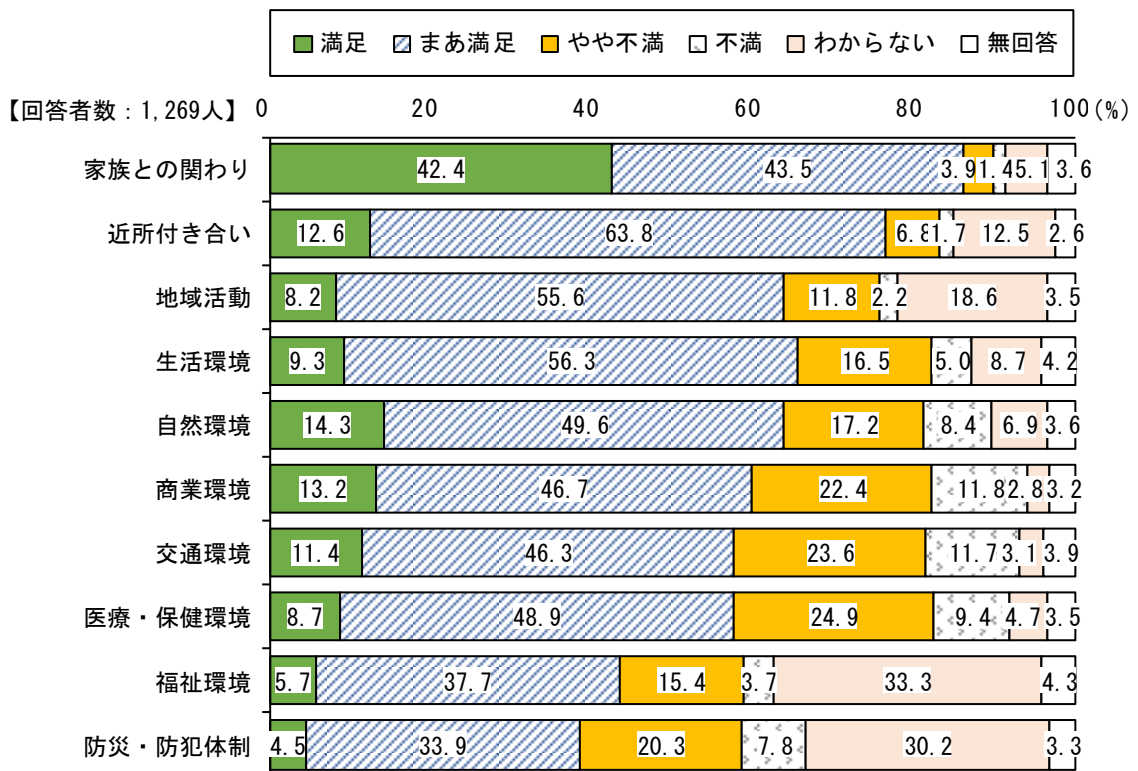
### (1) 暮らしの満足度

地域の暮らしの満足度について、『満足』（満足+まあ満足）が高い順に、「家族との関わり」が85.9%、「近所付き合い」が76.4%、「生活環境」が65.6%、「自然環境」が63.9%となっています。

逆に、『不満』（不満+やや不満）が高い順に、「交通環境」が35.3%、「医療・保健環境」が34.3%、「商業環境」が34.2%、「防災・防犯体制」が28.1%となっています。

交通環境など不満度の高い項目における取組を促進するとともに、家族との関わりや、近所付き合いなどのつながりを広めていくことが必要です。

■ Q あなたがお住まいの地域の暮らしの満足度についてお答えください。



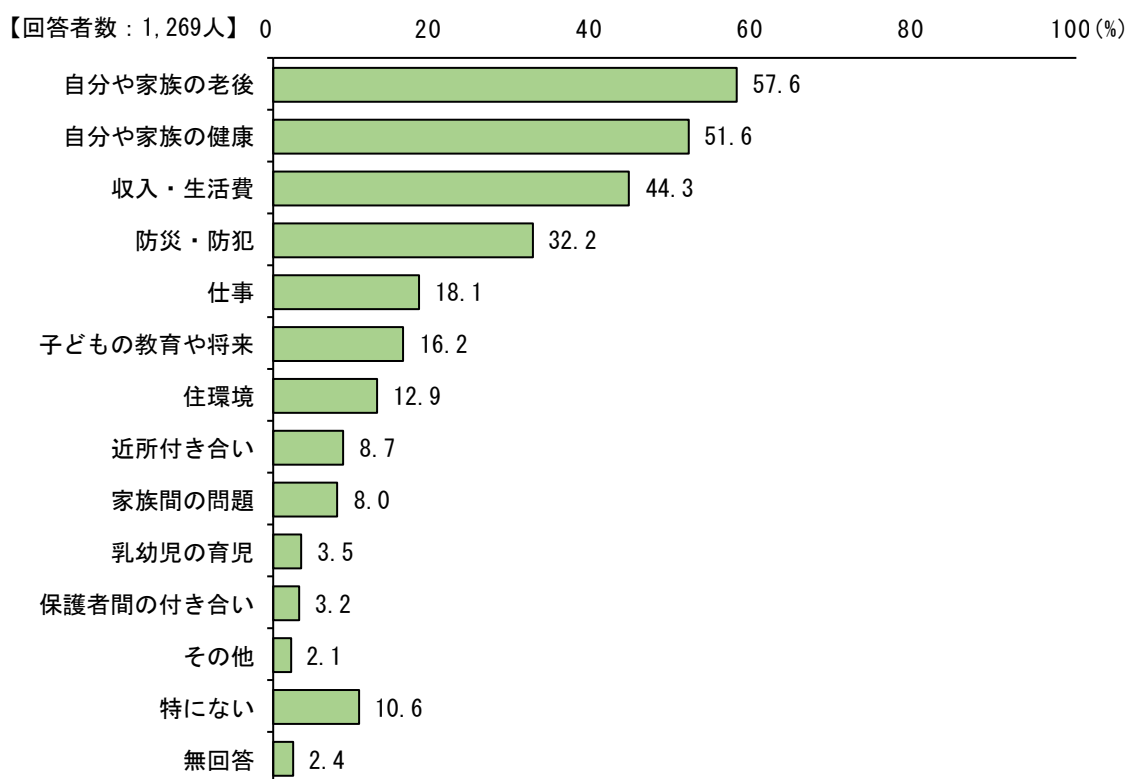


## (2) 日常生活の悩みや不安

日常生活上の悩みや不安は、「自分や家族の老後」が 57.6%で最も高く、「自分や家族の健康」が 51.6%、「収入・生活費」が 44.3%、「防災・防犯」が 32.2%と続いています。

急速に進む高齢化に伴い、老後や健康に関する悩みや不安が大きくなっており、収入・生活費や防災・防犯など生活の安全・安心に関することなども含めて、こうした悩みや不安を解決・軽減することが求められます。

■ Q あなたが日常生活を送る上で、悩んでいることや不安に思うことをお答えください。



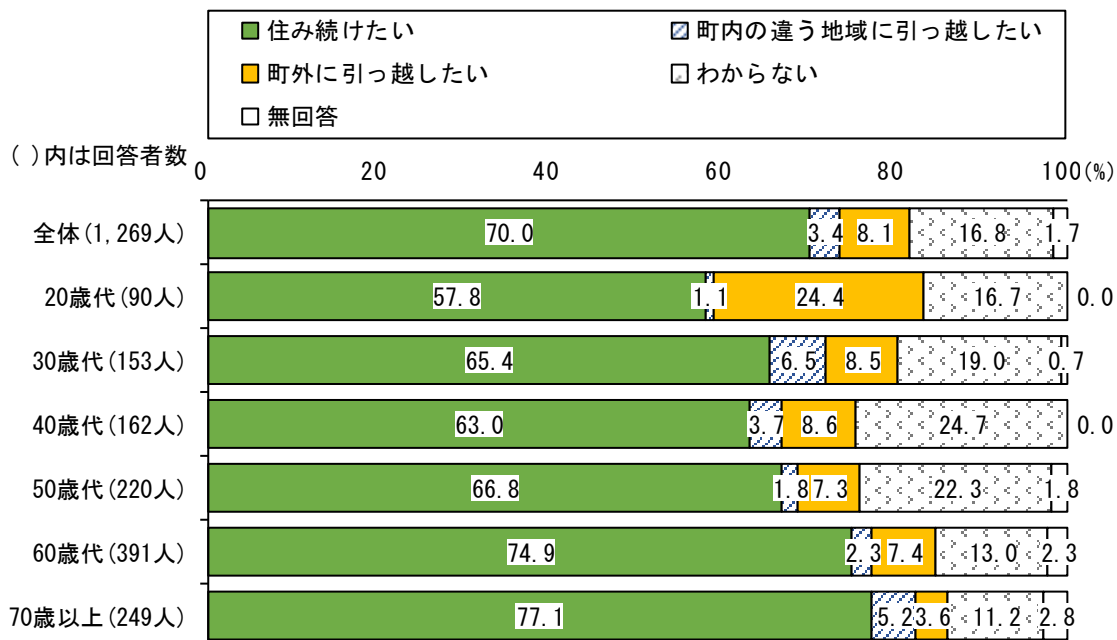
### (3) 定住意向

現在住んでいる地域の定住意向について、「住み続けたい」が70.0%を占めており、「町外に引っ越したい」は8.1%となっています。

年代で見ると、70歳以上では「住み続けたい」が77.1%であるのに対し、20歳代では57.8%にとどまっており、年代が低いほど定住意向も低くなる傾向が見られます。

また、20歳代では「町外に引っ越したい」が24.4%と他の年代より高くなっており、これからの地域を担う若い年代の定住意向を高めることが求められます。

■ Q あなたは、現在お住まいの地域に住み続けたいですか。

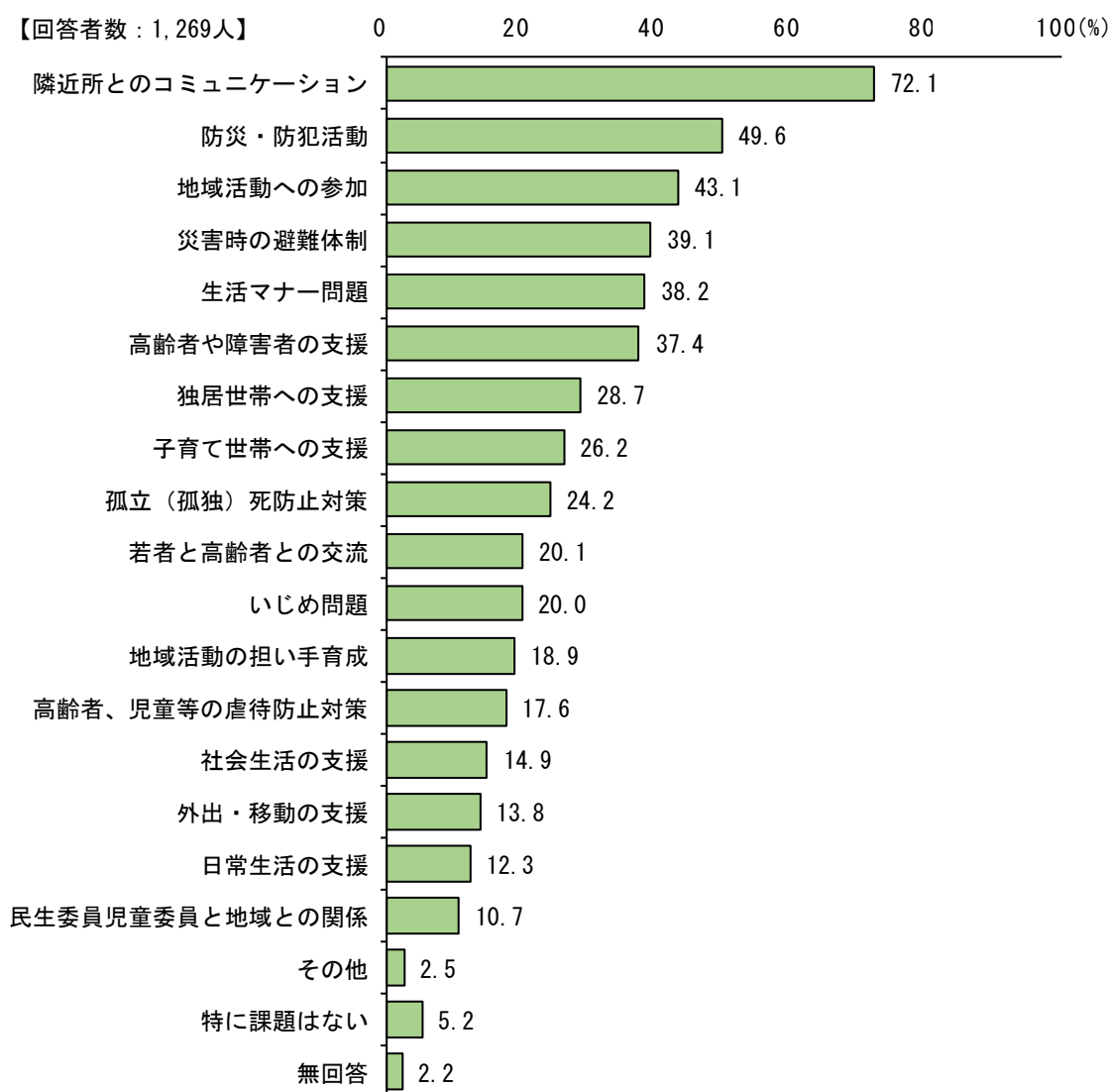


#### (4) 地域で取り組むべき課題

地域で取り組むべき課題は、「隣近所とのコミュニケーション」が72.1%を占め、最も高くなっています。次いで「防災・防犯活動」が49.6%、「地域活動への参加」が43.1%、「災害時の避難体制」が39.1%と続いています。

地域福祉を推進する上で、隣近所とのコミュニケーションが重要であるという共通意識は多くの住民が持っており、本町の強みとして捉えることができます。

■ Q 地域のだれもが安心して生活するために、地域で取り組むべき課題は、どのようなものだと思いますか。



## 6 地域懇談会からみる地域の現状と課題

### (1) 少子高齢化に関すること

少子高齢化に関することでは、若い世代が町外へと転出することで高齢化が進行するとともに、健康や日常生活に不安を抱える高齢者が増えているという現状が挙げられています。

特に、健康上の不安や認知症に関する意見は、多くの地区で挙げられており、健康で安心して暮らすことができる地域づくりが求められます。

#### ○少子高齢化の進行について

- ・若い世代の定住が進まない
- ・同居しない親子が増えている（子は町外が多い）
- ・共働き家庭が増加し、日中留守にする家庭や日中独居の高齢者が増えている

#### ○高齢者の現状について

- ・仕事をしている高齢者が増えている
- ・ひとり暮らしや高齢者世帯が増えている
- ・引きこもりや地域での孤立が増えている
- ・老老介護や生活に困窮する世帯が増えている

#### ○高齢者の心配ごとについて

- ・困った時の相談先がわからない
- ・気軽に集まることができる場所がない
- ・健康上の不安や介護が必要になった時の不安がある
- ・生活上の困難が増えている（買い物・通院・車の運転・金銭管理・庭の管理等）

#### ○高齢者への支援について

- ・遠慮して支援を受けない高齢者が多い
- ・支援が必要な高齢者の情報が得られない
- ・支援方法がわからない（声かけ・見守り・認知症への対応等）

#### ○子どもの現状について

- ・未就学児の集まる機会がない
- ・子どもが遊ぶ場所が少なくなった
- ・公園など外で遊ぶ子どもが少なくなった

## (2) 地域の活動に関すること

自治会活動やふれあいサロンなど、各地域における活動に関することでは、少子高齢化や地域のつながりの希薄化による活動への参加者の減少や担い手不足といった、活動の存続に関わる内容が最も多く挙げられました。

加えて、個人情報やプライバシーの問題があり、声かけや見守り等の活動が思うように進めることができない状況であることがわかりました。

### ○自治会活動について

- ・自治会活動に関心がない人が多い
- ・自治会の役割がわからない人がいる
- ・自治会の未加入者や自治会の脱退者が多い
- ・自治会活動の参加者や担い手が減少している
- ・高齢化により、役員や会員の負担が大きくなっている
- ・少子化により、子ども会の活動ができなくなっている
- ・自治会長がどの程度地域のことを把握しているのかわからない

### ○ふれあいサロンについて

- ・参加までのあと一歩が出ない
- ・ふれあいサロンの周知や回覧がない
- ・足が不自由な人はふれあいサロンに参加できない
- ・近くにふれあいサロンがなく、利用できない人がいる

### ○その他の地域活動について

- ・学校との連携が必要である
- ・コーディネーターが必要である
- ・交流の機会や場所が減少している
- ・交流や参加する関心がない人が多い
- ・どのように活動したらよいかわからない
- ・緊急時の地域での助け合いが必要である
- ・民生委員の目が行き届かない地区がある
- ・子どもの登下校時のパトロール人員が不足している
- ・個人情報やプライバシーへの配慮が必要になっている
- ・地域活動の参加者や担い手が不足している（ラジオ体操・老人会等）

### (3) 近所付き合いに関すること

単身世帯や核家族世帯の増加等により、地域のつながりが希薄化しているという声が最も多く挙げられました。

また、個々の住民の価値観や世代間のかかわりの差などから、近所付き合いに積極的ではない人が多いことがわかりました。

さらに、ひきこもりや生活困窮者等、地域で支援を必要とする人がいても、個人情報の問題などから実態を把握できないことが多くなっているようです。

#### ○隣近所の状況について

- ・ひきこもりの人がいる
- ・生活に困窮する人がいる
- ・核家族化が進行している
- ・単身世帯が増加している

#### ○近所付き合いの希薄化について

- ・周囲の目が気になる
- ・集まる場所や機会がない
- ・人に頼ろうとしない人が多い
- ・訪問しても出てこない人がいる
- ・自分の生活を優先している人が多い
- ・地域や他人に関心を持たない人が多い
- ・どのようにきっかけを作ればよいかわからない
- ・子どもが大きくなると近所付き合いが少なくなる

#### ○若い世代について

- ・世代間の価値観が合わない
- ・若い世代との関わりが少ない
- ・若い世代は共働きが多く、日中会う機会がない

#### ○地域の情報について

- ・個人情報の壁がある
- ・アパート住民の情報がない
- ・情報が少なく、隣近所の状況が把握できない

## (4) 地域の生活環境に関すること

災害時の避難場所や避難方法等の情報の整理と充実、地域の見守りによる防犯面の強化、日常的な交通手段の確保等を必要とする意見が多くなっています。

一方、地域で生活する上でのルールが守れない町民が多くなっており、福祉意識を高めるだけではなく、基本的なマナーの向上が求められます。

### ○防災について

- ・水害の不安がある
- ・若い消防団員が少ない
- ・災害時の避難訓練が活かされていない
- ・災害時に支援を求めることができない人がいる
- ・災害時の情報が不十分である（避難場所・避難方法・緊急連絡先等）

### ○防犯について

- ・空き巣被害がある
- ・空き家が増えている
- ・手入れされていない庭や土地が増加している
- ・街灯が少なく、暗い場所がある（通学路・公園等）
- ・子どもの登下校時など、地域の見守りの目が少ない

### ○交通環境について

- ・外出（買い物や通院等）する際の交通手段がない
- ・自転車のマナーが悪い人がいる（無灯火・傘差し運転等）
- ・車の運転マナーが悪い人がいる（スピード違反・信号無視等）
- ・歩道や車道の整備が進まず、特に子どもや高齢者には危険である（段差等）

### ○生活環境全般について

- ・商店や病院が少ない
- ・相談できる人がいない
- ・行政サービスがわからない
- ・ごみ出しに困っている人がいる
- ・ごみ出しのマナーが悪い人がいる（ルールを守らない・地域外の人が捨てる等）

◇地域懇談会の様子◇





## 第3章 計画の方向性



## 1 基本理念

### 支えあい ともに生きる 笑顔あふれるまちづくり

近年、急速に都市化や情報化が進み、経済情勢や就労環境がめまぐるしく変化していく中で、個人の価値観やライフスタイルが多様化するとともに、地域のつながりが薄れ、孤立や引きこもり、生活困窮などの多様な問題が発生し、複雑に絡みあっています。

こうした身近な地域課題を解決し、だれもが地域で安心して暮らすことができるまちづくりを進めていくためには、行政だけではなく、地域住民や関係機関などが、それぞれの役割を理解し、連携・協働することによって、ともに支えあい、助けあう地域づくりを広めていくことが不可欠です。

そこで、本町では、町民と行政による協働のまちづくりの理念に基づき、それぞれの役割を果たす中で、誰もが幸せに暮らせる野木町を目指すため、「支えあい ともに生きる 笑顔あふれるまちづくり」を本計画の基本理念とし、計画を推進します。



## 2 基本目標

基本理念である「支えあい ともに生きる 笑顔あふれるまちづくり」を推進するため、本計画では、地域を支える「人」づくり、つながる「絆」づくり、暮らしの「安全・安心」づくり、ともに支えあう「仕組み」づくりを基本目標に据え、その達成に向けた取組を進めます。

### 基本目標1 支えあう心を育む人づくり

地域福祉を支える主役となるのは、地域を知る住民一人ひとりです。地域への関心を高め、福祉に対する理解を深める学習や体験の機会を充実し、これからの地域を担う人材を育成します。

また、そうした人材の育成を通じて、野木町にいつまでも住み続けたいと思えるよう働きかけます。

#### ■基本施策

- 1 福祉教育の推進
- 2 地域福祉を推進する担い手の育成
- 3 地域活動と参加の促進

### 基本目標2 地域の絆づくり

地域福祉の推進においては、行政サービスだけではなく、地域の実情に即した住民自身による主体的な支えあいの活動や地域づくりへの取組が求められます。

そのため、身近な地域での近所付き合いやあいさつ運動、仲間と交流を深めるためのふれあいサロンなどへの住民参加を促進し、誰もが笑顔でつながることのできる地域の絆づくりを進めます。

#### ■基本施策

- 1 顔の見える関係づくり
- 2 身近な地域交流の場の充実
- 3 多様な主体によるつながりづくり

### 基本目標3 みんなでつくる安全・安心のまちづくり

日頃から住民同士が積極的にコミュニケーションを図り、災害時や緊急時に助けあいができる体制をつくっていきます。

また、住民の地域での暮らしを支えるために、支援を必要とする高齢者や障がい者、子どもなどの個別のニーズを把握するとともに、社会問題となっている虐待やいじめ、生活困窮などへの早期対応を可能とする見守り体制を構築します。

#### ■基本施策

- |   |                  |
|---|------------------|
| 1 | 災害時・緊急時の支援体制の強化  |
| 2 | 日常生活における見守り体制の構築 |
| 3 | 生活課題に対する支援の強化    |

### 基本目標4 地域福祉の仕組みづくり

家族で助けあう力や地域で支えあう力の低下によって、孤立する住民が増えており、自分の頑張りや身近な人たちの協力といった「自助・互助」や「共助」だけでは問題の解決に至らないケースが少なくありません。

また、問題の多様化・複雑化により、福祉、保健、医療、介護、就労など多岐にわたる支援や専門性を要する支援が必要とされており、町や社協、関係機関等が協働し、それらに対応するための包括的な相談・支援体制を構築します。

#### ■基本施策

- |   |            |
|---|------------|
| 1 | 相談支援体制の充実  |
| 2 | 福祉に関する情報提供 |
| 3 | 生活支援体制の充実  |

### 3 施策体系

基本理念	基本目標	基本施策
支えあい ともに生きる 笑顔あふれるまちづくり	基本目標1 支えあう心を育む人づくり	1 福祉教育の推進 2 地域福祉を推進する担い手の育成 3 地域活動と参加の促進
	基本目標2 地域の絆づくり	1 顔の見える関係づくり 2 身近な地域交流の場の充実 3 多様な主体によるつながりづくり
	基本目標3 みんなでつくる 安全・安心のまちづくり	1 災害時・緊急時の支援体制の強化 2 日常生活における見守り体制の構築 3 生活課題に対する支援の強化
	基本目標4 地域福祉の仕組みづくり	1 相談支援体制の充実 2 福祉に関する情報提供 3 生活支援体制の充実

## 第4章 施策の展開





## 基本目標1 支えあう心を育む人づくり

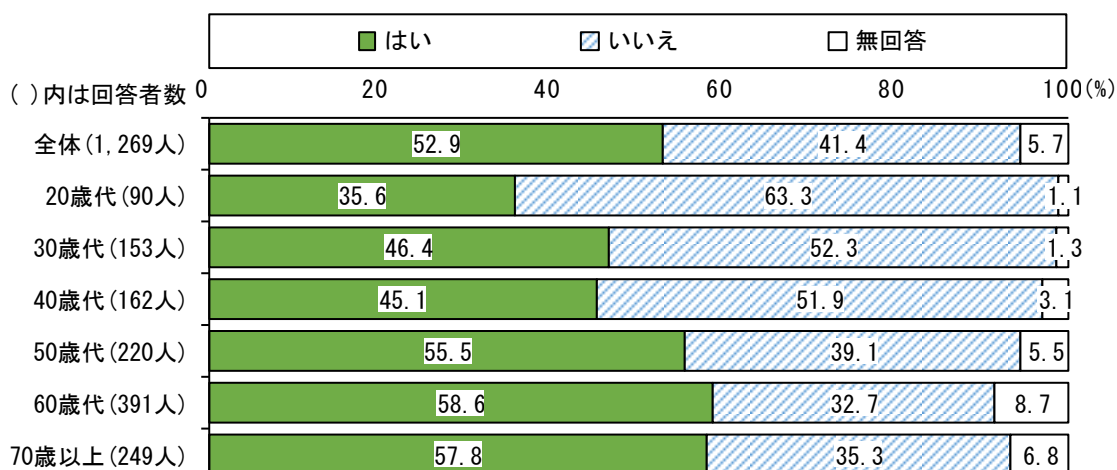
### 町の現状

町民意識調査の結果では、地域活動やボランティア活動に対する若い世代の関心が薄くなっており、活動への参加や助けあい、支えあいの意識が弱まっています。

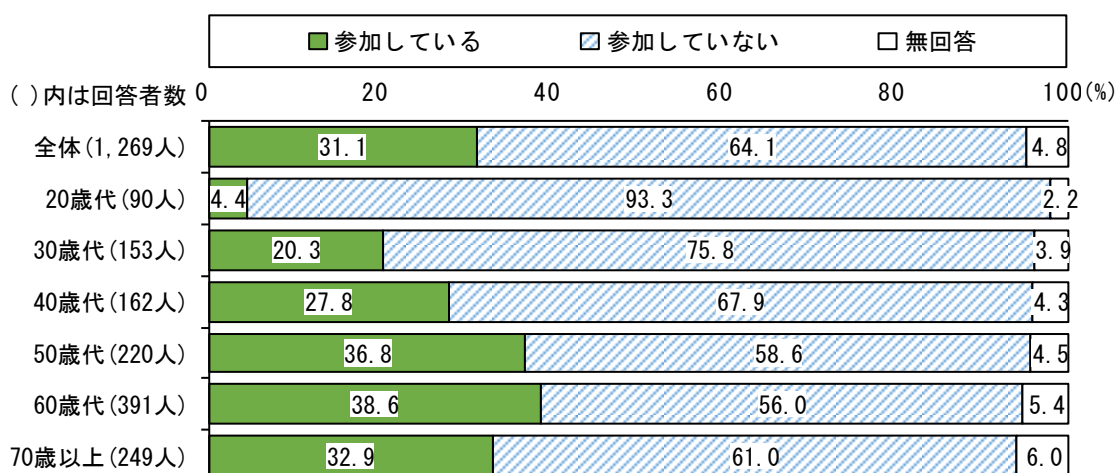
また、これまで地域を支えてきた人たちの高齢化も進んでおり、町内会・自治会をはじめとした活動の担い手が不足している状況です。

しかしながら、地域懇談会では、活動への参加のきっかけや支援があれば何かをしたいという声も多く、若い世代の意識の醸成に向けた福祉教育や誰もが参加しやすい講座を充実するなど、様々な視点から地域を担う人材の育成を進める必要があります。

#### ■ Q. あなたは、地域活動やボランティア活動に関心がありますか。《町民意識調査》



#### ■ Q. あなたは現在、地域活動やボランティア活動に参加していますか。《町民意識調査》



## 基本施策 1 福祉教育の推進

### 取組の方向性

小中学校においては、子どもの頃から福祉に関心を持ち、思いやりの心や奉仕の心を育むことが大切です。そのため、学校支援ボランティアの養成及び派遣、教職員を対象とした福祉教育推進カリキュラムの構築など、福祉教育やボランティア体験学習を推進するための環境を整備する必要があります。

### 地域住民として取り組みます

- ▶福祉への関心を持ちましょう
- ▶地域のことについて身近な人と話をしましょう
- ▶地域でどのような活動が行われているか関心を持ち、参加しましょう
- ▶町や社協が実施している福祉の取組や講座に参加しましょう

### ▶ 町が取り組みます

取組内容	事業	担当課等
子どもの思いやりの心を育むための福祉教育や体験学習等を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○小中学生向け認知症サポーター養成講座</li> <li>○いじめに対する講演会や啓発活動の実施</li> <li>○家庭教育学級</li> <li>○OPTA 活動(事業)による学習会の実施</li> </ul>	健康福祉課 こども教育課 生涯学習課
福祉教育を充実するため、教職員の研修を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉に関連する研修会の実施</li> </ul>	こども教育課 健康福祉課
幼・保・小・中連携においては、情報交換会や研修会、授業参観等を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○幼保小連絡協議会の開催</li> </ul>	こども教育課
社会福祉施設訪問や地域住民との交流事業などを行い、豊かな心の育成に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者との交流事業</li> <li>○福祉施設との交流事業</li> </ul>	こども教育課

▶ 社会福祉協議会が取り組みます	
取組	取組内容
学校における福祉教育への支援	学校において福祉教育やボランティア学習を推進するため、町内の小中学校7校を「学童・生徒のボランティア活動普及事業」協力校に指定し、協働による福祉体験学習を推進します。
児童・生徒を対象としたボランティアスクールの開催	児童・生徒を対象に、地域福祉やボランティア活動への理解や関心を高めることを目的としたボランティア講座（ボランティアサマースクール、小学生チャレンジスクール、Oneday ボランティアスクール等）を開催します。
地域福祉新聞（小中学生版）の発刊	各学校におけるボランティア活動や福祉教育の取組を福祉新聞として全世帯へ配布し、地域住民への普及啓発を図ります。
世代や障がいを超えた交流事業	子どもや高齢者、障がい者など、町民の交流の機会をつくり、相互理解を促進するとともに、地域における生きがいづくりを推進します。
学校支援ボランティアの養成	地域と学校が協力して子どもの「心の教育」を推進し、「生きる力」を育成するため、保護者及び地域の人材を子どもの学校生活を支えるボランティアとして養成します。
教職員のための福祉講座の開催	教職員を対象に、地域福祉やボランティア活動への理解や関心を高めることを目的とした、福祉講座を開催します。



◇小学生チャレンジスクール◇

## 基本施策2 地域福祉を推進する担い手の育成

### 取組の方向性

福祉コミュニティの創造に向けては、地域福祉推進の担い手の育成が求められています。そのため、ボランティア活動のきっかけとなる養成講座を開催するとともに、その後のフォローアップ体制を強化し、担い手の地域への定着を図る必要があります。

### 地域住民として取り組みます

- ▶ 地域活動やボランティア活動に関心を持ちましょう
- ▶ 自分の知識や経験を福祉活動やボランティア活動に活かしましょう
- ▶ 町や社協等が実施する各種ボランティア養成講座や福祉講座などに参加しましょう

### ▶ 町が取り組みます

取組内容	事業	担当課等
認知症サポーター養成講座や手話奉仕員養成研修等の充実に努めます。	○認知症サポーター養成講座 ○手話奉仕員養成研修事業	健康福祉課
健康で意欲のある高齢者の活動の場として、ボランティアの育成を図ります。	○ボランティアの育成・活動支援 ○各種講座・研修会の開催 ○公民館講座の開催	生活環境課 生涯学習課
生活支援の担い手の養成や生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の育成・配置に努めます。	○生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置	健康福祉課

▶ 社会福祉協議会が取り組みます	
取組	取組内容
ボランティア養成講座の開催	障がい者や高齢者等の理解及び支援活動の参加に必要な技術講座（手話・朗読・点訳・傾聴）を実施します。
ボランティア団体への支援	福祉関係等のボランティア団体及び個人により構成された連絡協議会の事務局としての役割を担うとともに、各種活動における支援と助成を行います。
団体・機関との連携	町が設置するボランティア支援センター「きりり館」との連携を図るとともに、社会福祉関係機関等のボランティア活動がより円滑にかつ効果的に進行されるよう支援します。
ボランティア活動機器整備・貸し出し	ボランティア活動の円滑化を図るため、活動機材や器具などを整備し、貸し出しを行います。
ボランティア活動保険の加入促進	ボランティア活動を安心して行うことができるよう、個人や団体等の活動内容に沿った保険加入を促進します。



◇傾聴ボランティア養成講座◇

## 基本施策3 地域活動と参加の促進

### 取組の方向性

地域では、民生委員児童委員をはじめ、福祉、教育、防災、人権分野など、多くの団体が組織され、様々な活動を行っており、支援体制を充実するためには、そうした活動への地域住民の主体的な参加が求められます。

今後はより一層、各地域における見守り活動や生活支援の取組が必要とされるため、各種団体の活動を周知し、活動への参加促進や情報提供等を進めていくことが必要です。

### 地域住民として取り組みます

- ▶ 身近な地域の活動に参加しましょう
- ▶ 地域で活動している人や団体に自主的に協力しましょう

### ▶ 町が取り組みます

取組内容	事業	担当課等
地域住民と意見交換の場を設けて、地域の現状を把握し、課題解決や地域活動の推進を図ります。	○地区懇談会の実施 ○タウンミーティングの実施	政策課
民生委員児童委員活動の支援を行うとともに、地域の情報を共有することによって協力体制の充実を図ります。	○民生委員児童委員協議会の開催	健康福祉課
地域自治組織が自主的かつ円滑に活動できるよう支援します。	○広報等による自治会の加入促進	総務課

▶ 社会福祉協議会が取り組みます	
取組	取組内容
町内会・自治会活動の支援	地域の支えあい・助けあい活動の推進を図るために、町内会・自治会活動の支援を行います。
地域福祉団体への支援	老人クラブや子ども会などの地域福祉団体の活動を支援し、活動の周知や活性化を図ります。
地域活動の情報発信	社協ホームページ等を通じて、町の様々な地域活動の情報を発信し、活動への参加・参画を促進します。
ふれあいサービスへの協力促進	サービス内容等の周知を通じて、日常生活を営むことに支障のある町民への生活支援を行う「ふれあいサービス」の協力会員としての参加を促進します。

◇タウンミーティング◇



◇地区懇談会◇

## 基本目標2 地域の絆づくり

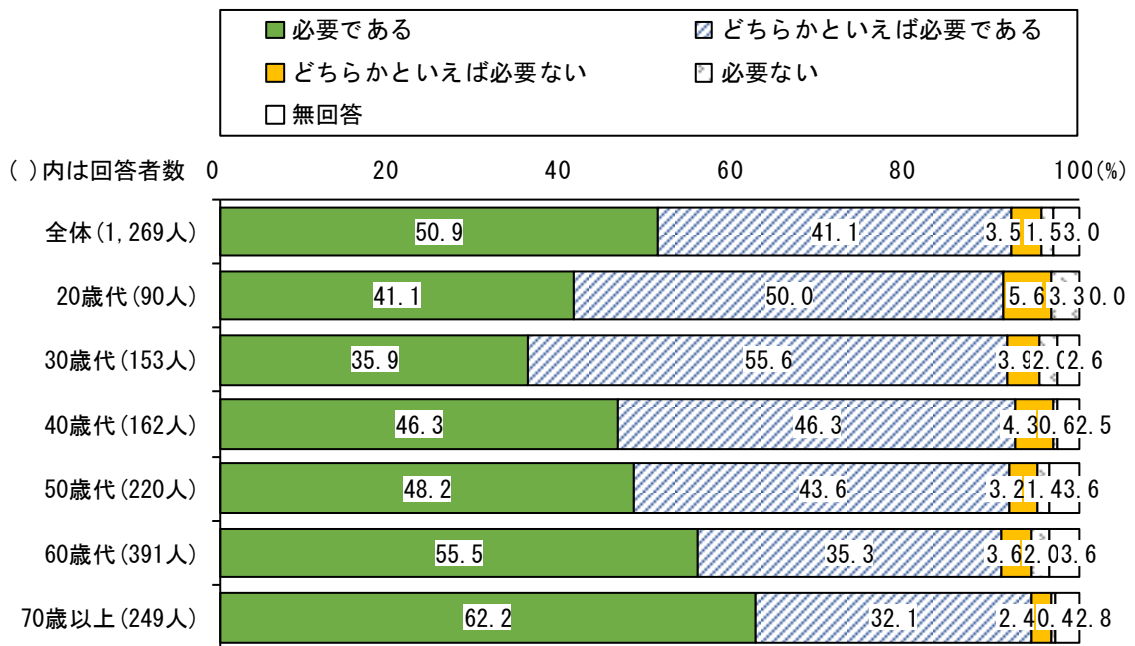
### 町の現状

町民意識調査の結果から、多くの町民が近所付き合いや地域のつながりは必要であると考えており、年代が高くなるにしたがって必要性が上がる傾向が見られます。

しかし、地域懇談会では、近所付き合いがなく、関わりを持ちたくても、きっかけづくりがわからないといった意見が多くあげられており、顔の見える関係づくりが今後の課題となっています。

また、身近な地域に住民が集う機会や場所がなく、居場所がない独居高齢者や高齢者のみの世帯が増えていることなどが問題提起されており、地域の絆を再構築することが求められています。

■ Q. あなたは、近所付き合いや地域のつながりは必要だと思いますか。《町民意識調査》





## 基本施策1 顔の見える関係づくり

### 取組の方向性

顔の見える関係を構築するには、近所の子どもや高齢者を含む、多くの住民が交流し、親しみのある地域社会をつくっていくことが大切です。

そのためには、地域住民が協働して、声かけやあいさつ運動を積極的に取り組む意識が必要です。また、町や社協、関係機関・団体等が協働し、町全体での取組を推進する必要があります。

### 地域住民として取り組みます

- ▶ 隣近所の人とあいさつを交わしましょう
- ▶ 地域のあいさつ運動に参加しましょう
- ▶ 地域のまつりやイベントに参加し、地域の人と交流しましょう

### ▶ 町が取り組みます

取組内容	事業	担当課等
町職員が率先してあいさつをするとともに、地域や学校等の活動を通じて積極的にあいさつ運動を進めます。	○声かけ・あいさつ運動の支援	こども教育課
地域の声かけ・あいさつ運動を啓発し支援します。	○ボランティア活動の推進（促進・啓発）	生活環境課
交通安全の街頭啓発活動や講習会を通じて、地域の交通ルールや生活マナー等の遵守を呼びかけるとともに、地域交流を促進します。	○交通安全早朝啓発活動	総務課

### ▶ 社会福祉協議会が取り組みます

取組	取組内容
声かけ・あいさつ運動	地域において積極的に「声かけ・あいさつ運動」が展開されるよう、多様な機会を通じて普及啓発を行います。
ボランティア活動支援	ボランティア活動の推進ができるようサークル・団体・個人の活動を支援します。

## 基本施策2 身近な地域交流の場の充実

### 取組の方向性

同じ地域の住民同士が、お互いに支えあい、助けあえる仕組みづくりが必要とされています。

そのために、高齢者や障がいのある人、子育て中の親や子どもなど様々な世代が楽しく自由に交流することができる機会の充実や、気軽に集える身近な地域交流の場を展開していくことが求められます。

### 地域住民として取り組みます

- ▶ 同じ地域で生活する住民として積極的に交流しましょう
- ▶ 地域での交流ができるようなイベントや取組を企画しましょう
- ▶ 自治会など身近な地域で親睦の機会をつくりましょう
- ▶ ふれあいサロンや地域のいきいの場に行ってみましょう

### ▶ 町が取り組みます

取組内容	事業	担当課等
全世代を対象とした、テニス、ゲートボール、バレーボール、ヨガなどの各種スポーツ事業を実施します。	○のぎスポレクフェスタの開催	生涯学習課
障がい者の創作活動の場や生産活動の機会を提供し、地域生活の支援を図ります。	○地域活動支援センター事業	健康福祉課
各種団体等の地域交流活動を支援します。	○国際交流協会による事業の実施 ○スポーツ教室の開催 ○レクリエーション教室の開催	生涯学習課
高齢者が地域で孤立することなく、元気に安心して生活できるよう、ふれあいサロンを開設し、助言や支援を行います。	○ふれあいサロン事業 ○地域のいきいの場運営事業	健康福祉課

▶ 社会福祉協議会が取り組みます	
取組	取組内容
交流事業	社会福祉施設訪問や地域住民との交流事業などを行い、豊かな心の育成に努めます。
ひとり暮らし高齢者の交流事業	ひとり暮らしの高齢者が、民生委員児童委員やボランティアの協力のもと、社会参加及び交流機会の充実を図ります。
配食サービス（友愛訪問）事業 [町受託事業]	配食ボランティアの協力により、ひとり暮らし高齢者等へ昼食を宅配し、安否確認や見守りを行います。
福祉団体（児童・高齢者・障がい者）活動支援	各種福祉団体の事務局及び当事者の福祉活動の推進や団体組織の強化等を行います。
ふくしのつどい・福祉講演会の開催	ふくしのつどい等を通じて地域住民が福祉についての理解や関心を得るための啓発活動を行うとともに、町の福祉に大きく貢献された方々への表彰を行います。
老人福祉センター運営 [町受託事業]	高齢者が楽しく健康的に、生きがいのある日常生活を過ごすことができるよう施設運営を行います。

◇ふれあいサロン合同新年会◇



◇街かどカフェすまいる◇

## 基本施策3 多様な主体によるつながりづくり

### 取組の方向性

地域の課題を解決していくためには、地域住民が主体となり、町や社協、地域組織、団体機関等と連携し、自助・互助・共助・公助のバランスの取れた地域づくりを進める必要があります。

そのため、地域住民の交流や、町内会・自治会等の地域における活動を促進し、多様な主体による新たなつながりの構築が求められます。

### 地域住民として取り組みます

- ▶ 地域の座談会や研修会に参加しましょう
- ▶ 様々な分野で活動する人たちと交流し、意見交換しましょう
- ▶ 他分野と協働し地域でできることを考えてみましょう

### ▶ 町が取り組みます

取組内容	事業	担当課等
高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進めます。	○地域包括ケアシステムの構築	健康福祉課
地域の障がい福祉に関するネットワークの中核となる障がい者自立支援協議会において、地域の現状と課題を共有し、地域課題の解決及び地域資源のネットワークによる支援体制の構築を図ります。	○障がい者自立支援協議会の開催	健康福祉課
地域子育て支援センターや児童館、児童センター等を活用し、親子を対象とした交流事業の開催や情報交換の場の提供等を行います。	○地域子育て支援拠点事業 ○児童館・児童センター事業 ○赤ちゃん広場 ○おはなし会の開催	こども教育課 健康福祉課 図書館
地域包括ケアシステムの考え方を全世代・全対象に拡大し、新しい地域包括支援体制を確立します。	○新しい地域包括支援体制の確立	健康福祉課 こども教育課 住民課

▶ 社会福祉協議会が取り組みます	
取組	取組内容
地域座談会・研修会の支援	座談会や研修会を通じて地域住民と意見交換を行い、地域の困りごとや要望等を把握し、地域における福祉活動につながるよう支援します。
社会福祉ボランティア連絡協議会の支援	研修会や交流会、各種大会・イベント等への参加を通じて、ボランティア相互の連携・情報交換・交流を図ります。
町内会・自治会との協働	町内会・自治会と協働し、身近な地域課題の解決に取り組むため、町内会・自治会活動の普及啓発を行います。
小中学校連絡会	教職員を対象に、福祉教育に関する講座や他校との情報交換を通して、よりよい福祉教育の実践を目的とした連絡会を行います。
ボランティア団体への支援 【再掲】	福祉関係等のボランティア団体及び個人により構成された連絡協議会の事務局としての役割を担うとともに、各種活動における支援と助成を行います。



◇社会福祉ボランティア連絡協議会の全体会・全体研修会◇

## 基本目標3 みんなでつくる安全・安心のまちづくり

### 町の現状

町民意識調査の結果、困っている時に、近所の人にしてもらいたいことは、すべての年代において、「見守り・声かけ」、「災害時の避難支援」、「緊急時の通報・看病」といった、安全・安心に関わる内容が上位を占めています。

また、地域懇談会においても、災害時に関する情報や地域住民意識の問題、災害時や緊急時に支援を必要とする住民が多いことなどがあげられており、地域の安全・安心に関わる施策や取組の重要性が高まっている状況です。

さらに、高齢者や障がい者の権利擁護や生活困窮などの多様な問題への対応が求められており、そうした住民を地域で支えるための仕組みづくりが重要です。

■ Q. あなたが困っている時に、近所の人にしてもらいたいことはどのようなことですか。《町民意識調査》

■ 第1位 ■ 第2位 ■ 第3位

単位：%	見守り・声かけ	災害時の避難支援	緊急時の通報・看病	話し相手	ごみ出し	子どもの預かり	買い物	子どもの送り迎え	掃除・洗濯	手続きの代行	食事の手伝い	外出時の付き添い	書類や手紙の代筆	その他	特にない	無回答
全体 (n=1,269)	43.7	40.3	40.0	19.8	5.8	5.5	5.2	3.3	1.8	1.8	1.7	1.3	1.0	1.6	21.9	4.1
20歳代 (n=90)	30.0	50.0	53.3	15.6	1.1	7.8	4.4	3.3	0.0	2.2	1.1	0.0	0.0	1.1	30.0	0.0
30歳代 (n=153)	46.4	52.9	46.4	17.0	2.0	16.3	0.7	9.8	0.7	0.7	1.3	0.0	0.0	0.7	15.7	3.3
40歳代 (n=162)	42.6	37.7	38.9	10.5	3.1	11.1	1.9	6.2	1.9	1.2	1.9	1.2	0.6	2.5	24.7	1.2
50歳代 (n=220)	52.7	40.0	36.4	19.5	3.2	5.0	3.2	3.2	1.4	1.4	0.9	0.9	1.4	1.8	18.2	3.2
60歳代 (n=391)	44.5	38.6	39.1	21.2	7.9	2.0	7.9	1.5	2.3	2.3	2.0	1.5	1.0	2.3	22.5	6.1
70歳以上 (n=249)	38.6	33.3	36.5	26.9	9.6	0.4	8.0	0.4	2.8	2.4	2.4	2.8	2.0	0.4	23.7	5.2

## 基本施策1 災害時・緊急時の支援体制の強化

### 取組の方向性

近年、地震や大雨などによる自然災害が頻発しており、日頃から災害時を意識した、支えあいによる地域づくりを行う必要があります。

防災への意識を高めるためには、防災活動への参加や災害時における避難場所としての民間の福祉施設等と連携体制の確保とともに、災害時に高齢者や障がい者等要配慮者が安全に避難できるよう個別の避難支援体制の構築が求められています。

### 地域住民として取り組みます

- ▶ 家族と災害時のことについて話をしましょう
- ▶ 日頃から支援が必要な人との関係づくりに努めましょう
- ▶ 町や地域で実施している防災訓練や避難訓練に積極的に参加しましょう

### ▶ 町が取り組みます

取組内容	事業	担当課等
洪水・道路冠水ハザードマップを作成・配布し、災害時等における町民の安全を確保します。	○洪水・道路冠水ハザードマップの作成・配布	総務課
災害発生時に備えて、地域の防災意識を高めるための啓発を実施します。	○防災意識の普及啓発 ○野木町災害時避難ガイドブックの配布	総務課
平常時の活用も考慮した防災無線の整備を促進します。	○防災無線の整備・拡充	総務課
防災備蓄品の確保・充実を図ります。	○民間事業所との災害協定の締結 ○各避難所備蓄品の常備・拡充	総務課
地域自治組織や自主防災組織等との連携により、防災対策の充実を図ります。	○防災訓練・避難訓練の実施	総務課
災害時要配慮者の情報を平常時から関係機関や地域の支援者と共有するとともに、支援体制の充実を図ります。	○災害時要配慮者への支援対策の推進 ○福祉避難所の確保・拡充	総務課 健康福祉課

▶ 社会福祉協議会が取り組みます	
取組	取組内容
災害ボランティアセンター設置による被災者支援訓練	行政及びボランティア支援センターや関係機関・地域等と協力し、ボランティアによる救援活動を組織的に行い、効果的かつ効率的に活動を展開するため、災害ボランティアセンターを設置し、被災者支援訓練を実施します。
災害ボランティア（コーディネーター）養成講座の開催	災害時にボランティア活動を円滑に行うため、ボランティアの受入れや活動先の調整など、災害ボランティア活動の中核的な役割を担うコーディネーターを養成します。
災害ボランティア登録者への情報提供	災害発生時に、災害ボランティアセンターから災害ボランティア登録者へ情報提供を行います。
災害時支援機関・団体との連携	福祉的な視点に立った被災者支援を行うため、福祉施設、福祉専門職間との連携・協働体制を構築します。
災害ボランティア活動マニュアル作成	災害時の支援を円滑に進めるため、災害時のボランティア活動の指針となる活動マニュアルを作成します。
要援護者情報の収集・共有・活用	平常時からの要援護者の把握や、災害発生時における要援護者一人ひとりに対する必要な支援を迅速かつ的確に行います。

◇ボランティア基礎研修会（赤十字奉仕団）◇



◇被災者支援訓練◇



## 基本施策2 日常生活における見守り体制の構築

### 取組の方向性

子育て家庭や高齢者、障がいのある人、生活困窮者など支援の必要な人が、地域で孤立しないよう近隣での支えあいを推進することが求められています。

些細なことも見逃さず連携がとれる体制を整備するため、町や社協、地域住民、民生委員児童委員、関係機関・団体等が連携し、見守りが必要な人の早期把握と継続した見守り活動を推進する必要があります。

### 地域住民として取り組みます

- ▶ 地域で支援を必要とする人を把握し、日頃の見守りについて話し合ひましょう
- ▶ 地域の子どもの健全育成と安全を守るため防犯パトロール等に参加しましょう
- ▶ 個人や地域で対応が困難な場合は、町や社協、関係機関等に連絡しましょう

### ▶ 町が取り組みます

取組内容	事業	担当課等
要援護者を見守るとともに、地域から孤立することを防止し、問題を早期に発見して必要な援助を行います。また、周知・啓発活動を行い、地域で支え合うネットワークの構築に努めます。	○安全・安心見守りネットワーク事業	健康福祉課
高齢者世帯などを対象に、急病や災害等の緊急時に迅速に適切な対応を図ることができるよう、緊急通報装置を貸与するとともに、制度の周知を図ります。	○高齢者の緊急通報装置設置事業	健康福祉課
民間企業等との協定により、見守り活動が円滑に行われるよう支援します。	○民間企業との見守りに関する協定締結	健康福祉課
地域防犯パトロール団体や、町職員及び学校職員による児童下校時の防犯パトロールによる通学路等の巡回を実施します。	○防犯パトロール ○見守りボランティア（ひまわりパトロール、スクールガード等）	総務課 こども教育課

取組内容	事業	担当課等
認知症サポーター事業の実施により、認知症の理解促進、予防への取り組みを進めます。	○認知症サポーター事業	健康福祉課
高齢者が地域で孤立することなく、元気に安心して生活できるよう、ふれあいサロンを開設し、助言や支援を行います。	○ふれあいサロン事業 【再掲】	健康福祉課

▶ 社会福祉協議会が取り組みます	
取組	取組内容
安全・安心見守りネットワーク事業の支援	町で実施する「野木町安全・安心見守りネットワーク事業」において、地域包括支援センターの事業に関わる役割を担い、関係機関への情報提供・活動支援に努めます。
声かけ・あいさつ運動 【再掲】	地域において積極的に「声かけ・あいさつ運動」が展開されるよう、多様な機会を通じて普及啓発を行います。
配食サービス（友愛訪問）事業 【再掲】	配食ボランティアの協力により、ひとり暮らし高齢者等へ昼食を宅配し、安否確認や見守りを行います。
要援護者情報の収集・共有・活用 【再掲】	平常時からの要援護者の把握や、災害発生時における要援護者一人ひとりに対する必要な支援を迅速かつ的確に行います。

■安全・安心見守りネットワーク事業 イメージ図



## 基本施策3 生活課題に対する支援の強化

### 取組の方向性

安心して地域や住み慣れた居宅で生活できるよう関係機関・団体等が連携を強化することが必要です。

そのためには、地域課題の解決を図るため、情報収集や連絡調整、社会資源の開発等を行い、的確かつ早期な対応ができるよう体制の充実が求められます。

### 地域住民として取り組みます

- ▶ 町や社協などが発信する情報の収集に努めましょう
- ▶ 地域で生活に不安を抱える人がいたら、関係機関に相談しましょう
- ▶ 1人で悩まずに相談をするようにしましょう

### ▶ 町が取り組みます

取組内容	事業	担当課等
各種福祉サービスの必要量の確保や質の向上に努めます。	○障がい者自立支援事業 ○高齢者在宅福祉事業 ○地域支援事業	健康福祉課
生活に困窮している町民に対し、自立支援に向けた支援プランの作成や生活の安定に向けた支援を実施します。	○困窮者自立支援事業	健康福祉課
虐待の防止・早期発見・対応などを図るため、関係機関が連携を深めながら虐待防止対策を強化するとともに、地域への啓発を図ります。	○高齢者虐待相談の実施 ○障がい者虐待防止センターの設置 ○要保護児童対策地域協議会の開催 ○野木町虐待防止対策庁内連絡会議の開催	健康福祉課 こども教育課 生活環境課
成年後見制度の利用が有効と認められる町民に対して、成年後見制度の普及啓発等を行います。	○成年後見制度利用支援事業 ○権利擁護相談の実施	健康福祉課
人権問題、障がい者差別防止などの積極的な啓発に取り組みます。	○人権講演会の実施 ○人権相談の実施 ○人権啓発カレンダー作成 ○人権教育の実施 ○人権の花運動の実施 ○障がい者差別防止の啓発活動	生活環境課 こども教育課 生涯学習課 健康福祉課

▶ 社会福祉協議会が取り組みます	
取組	取組内容
ふれあい福祉総合相談事業	町民が抱える様々な生活上の悩みや問題等に関して、気軽に相談できる体制を整え、適切な助言や情報提供を行うための各種相談事業を行います。
成年後見制度利用の促進	成年後見制度の理解を深め、その利用促進を図るため、成年後見制度の普及啓発を行います。
社会福祉金庫貸付事業	低所得者及び生活困窮者に対して必要な資金の貸付を行い、一時的・緊急的な経済的自立と生活の意欲を高めるための支援を行います。
生活福祉資金貸付事業	障がい者や高齢者、低所得者に対して必要な資金の貸付と相談支援を行うことで、経済的自立や生活意欲の助長、在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送ることができるよう支援を行います。
日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障がい者や精神障がい者などの判断能力が十分でない方の権利を擁護するため、福祉サービスに関する情報提供や相談支援、日常生活上の生活費の管理等の支援を行います。
法人後見事業	判断能力が不十分な方々に対し、安心して生活できるよう社協が法人として成年後見人等に就任し、保護・支援を行います。

■ふれあい福祉総合相談事業

相談種別	相談員等	相談内容
心配ごと相談	民生委員児童委員・保護司・人権擁護委員	日頃の悩みなど、日常生活に関する相談
法律相談	弁護士	財産・扶養・土地・金銭貸借・賠償・離婚等相談
介護相談	介護有資格職員	介護や介護保険等に関する相談
ボランティア相談	社協職員	ボランティア保険や福祉支援活動等に関する相談
生活福祉資金・地域福祉権利擁護相談	社協職員	生活資金や日常生活金銭管理に関する相談

## 基本目標4 地域福祉の仕組みづくり

### 町の現状

町民意識調査によると、悩みや不安を相談する先は、すべての年代において家族・親戚、友人・知人など、身近な人への相談が多くなっています。

一方で、身近な人からの支援を受けることができない人への支援を考えた時に、地域懇談会において、個人情報保護の観点から必要な情報が得られずに支援につながらない場面や、専門的な相談支援や外出時の支援など地域住民だけでは対応が困難である事例などの意見があげられており、地域での支えあいを可能にするための仕組みづくりが求められます。

■ Q. あなたが悩みや不安を相談するのはどなた（どこ）ですか。《町民意識調査》

■ 第1位 ■ 第2位 □ 第3位

単位:%	家族・親戚	友人・知人	職場の人	医療・福祉・介護機関	近所の人	役場	自治会の人	社会福祉協議会	民生委員児童委員	教育機関・保育施設	その他	いない(ない)	無回答
全体 (1,269人)	79.5	50.7	14.3	10.8	8.1	5.5	3.3	2.9	1.5	1.3	1.3	6.2	1.9
20歳代 (90人)	71.1	70.0	35.6	0.0	3.3	2.2	0.0	0.0	0.0	2.2	1.1	11.1	1.1
30歳代 (153人)	84.3	69.3	26.1	5.2	5.9	6.5	1.3	0.0	0.0	2.6	0.0	6.5	1.3
40歳代 (162人)	75.3	62.3	26.5	3.7	3.7	3.7	0.0	0.0	1.2	3.1	4.9	4.3	1.2
50歳代 (220人)	85.9	50.0	19.5	7.3	8.6	2.7	3.6	1.8	0.0	0.9	1.4	3.6	0.9
60歳代 (391人)	78.0	43.5	5.4	15.9	9.5	6.9	4.3	3.6	1.3	0.3	1.0	7.4	2.3
70歳以上 (249人)	79.1	37.3	0.8	17.7	11.6	7.6	6.0	7.6	4.8	0.8	0.4	6.0	2.8

## 基本施策1 相談支援体制の充実

### 取組の方向性

住民の多様な相談に対し、福祉・保健・医療・介護・教育・就労の分野で専門窓口の連携を図り、気軽に相談し課題解決に向け相談し合える体制づくりを目指していきます。

そのためには、ワンストップによる対応ができる支援体制を整備するとともに、町や社協の広報誌やホームページ、ガイドブック等を通じた情報提供を充実する必要があります。

### 地域住民として取り組みます

- ▶ 町や社協の相談機関を調べてみましょう
- ▶ 気になることがあったら相談機関を活用しましょう
- ▶ 隣近所に困っている人がいたら話を聞いてみましょう

### ▶ 町が取り組みます

取組内容	事業	担当課等
子どもたちが健やかに成長していくため、また母親が自信をもって育児に取り組むための支援として、各種健診、教室、相談等を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新生児・産婦訪問事業</li> <li>○乳幼児健診（4ヶ月・8ヶ月・1歳6ヶ月・3歳児健診）</li> <li>○育児相談</li> <li>○2歳児訪問</li> <li>○5歳児相談</li> <li>○フッ素塗布・歯の健康相談</li> <li>○発達心理相談</li> </ul>	健康福祉課 こども教育課
児童虐待の予防及び早期発見のため、幼稚園・保育所・学校等と連携を図り、早期対応に努めるとともに、地域における支援体制の強化に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○要保護児童地域対策協議会の開催</li> <li>○民生委員児童委員活動</li> <li>○母子保健推進員活動</li> </ul>	こども教育課 健康福祉課
小中学校において、スクールカウンセラーや特別支援相談員、臨床心理士等による教育相談の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育相談の実施</li> </ul>	こども教育課
高齢者やその家族に対して、継続的な相談支援体制を確立するために、相談システムの充実や関係機関の連携の強化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者の相談体制の充実</li> </ul>	健康福祉課

取組内容	事業	担当課等
障がい者やその家族等の相談に応じ、情報提供及び利用援助、専門機関の紹介等を行うとともに、虐待の防止や早期発見、差別解消等の権利擁護に向けて必要な援助を行います。	○障がい者相談支援事業	健康福祉課
地域包括ケアシステムの考え方を全世代・全対象に拡大し、新しい地域包括支援体制を確立します。【再掲】	○新しい地域包括支援体制の確立	健康福祉課 こども教育課 住民課

### ▶ 社会福祉協議会が取り組みます

取組	取組内容
ふれあい福祉総合相談 【再掲】	町民が抱える様々な生活上の悩みや問題等に関して、気軽に相談できる体制を整え、適切な助言や情報提供を行うための各種（心配ごと・法律・介護・生活資金の貸付など）相談事業を行います。
地域包括支援センターによる高齢者総合相談の支援 [町受託事業]	町地域包括支援センターにおいて、健康・福祉・医療・介護から日常生活に関することまで、様々な相談支援を行います。
相談援助情報の提供	地域で生活する上での困りごとなどについて、各種相談機関の紹介など、必要な情報提供を行ないます。



◇4ヶ月健診◇

## 基本施策2 福祉に関する情報提供

### 取組の方向性

町や社協が実施する事業の周知や各種福祉情報の提供を行うにあたり、町民にわかりやすい広報紙の作成やホームページ等の内容の充実が求められています。

さらに、関係機関における情報共有や連携を強化し、情報提供体制の一層の整備を図る必要があります。

### 地域住民として取り組みます

- ▶ 町や社協が発行する情報誌を読みましょう
- ▶ 町や社協が発信する情報をホームページ等で確認しましょう
- ▶ 自らが得た情報を隣近所や町内会・自治会で共有しましょう

### ▶ 町が取り組みます

取組内容	事業	担当課等
町広報・ホームページ等の各種媒体を活用して、地域の様々な福祉に関する情報提供を行います。	○町広報・ホームページの充実	政策課
町の窓口業務や手続き、施設などを紹介する冊子「くらしのガイドブック」を発行します。	○「くらしのガイドブック」発行	住民課
障がい者、高齢者等に配慮した情報の提供に努めます。	○福祉に関する資源マップの作成 ○認知症ケアパスの発行	健康福祉課

### ▶ 社会福祉協議会が取り組みます

取組	取組内容
社協福祉サービスガイドブックの発行	町民が利用できる様々な福祉サービスを紹介するガイドブックを作成し、町の福祉サービスの普及啓発及び利用促進を図ります。
社協情報誌の発行・ホームページの開設	福祉やまちづくりについての理解と関心を得ることを目的に、社協情報誌「ぼけっと」の発行や社協ホームページ「ぼけっと」を開設し、社協における活動の紹介や報告、各種情報提供を行います。



## 基本施策3 生活支援体制の充実

### 取組の方向性

介護が必要な人や障がいのある人などが地域で自立した生活を送るためには、個々の生活課題に応じた支援体制の充実が必要となります。

また、制度や公的なサービスだけでは対応できない地域課題が多くなっており、町や社協、地域住民、関係機関等による支援が求められます。

### 地域住民として取り組みます

- ▶ 買い物やごみ出しなど、外出困難な方に対してできることを考えましょう
- ▶ 地域のサロンやイベントなどに一緒に参加できるよう声をかけてみましょう
- ▶ 福祉サービス等が受けられずに困っている人がいたら町や社協に相談しましょう

### ▶ 町が取り組みます

取組内容	事業	担当課等
自力及び家族等による送迎が困難な高齢者に対し、医療機関等へ通院する際のタクシー代の助成を行います。	○高齢者通院時タクシー利用助成事業	健康福祉課
移動が困難な障がい者が充実した日常生活を営むことができるよう、ヘルパーを派遣し、社会参加等に必要な外出時の支援を行います。	○移動支援事業	健康福祉課
在宅のひとり暮らしの高齢者等を対象に、自立と生活の質の確保を目的とした日常生活の支援を行います。	○軽度生活援助事業	健康福祉課
公共交通機関を利用することが困難な障がい者に対し、必要な交通の便を確保するとともに、その経費の一部の助成を行います。	○福祉タクシー事業	健康福祉課
ボランティアなどインフォーマルな社会資源の開発に努めます。	○ボランティア活動支援	生活環境課
生活支援の担い手の養成や生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の育成・配置に努めます。【再掲】	○生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置	健康福祉課

▶ 社会福祉協議会が取り組みます	
取組	取組内容
ふれあいサービス(住民参加型福祉サービス)の充実	障がい者や高齢者など日常生活を営むことに支障のある町民に対し、住民相互の支えあいによるごみ出しや買い物支援など、会員制の生活支援サービスを提供します。
公共交通機関運営支援(デマンドタクシー) [町受託事業]	町民の交通手段を確保するための乗り合いタクシーの運行事業を実施し、運営にあたっては、住民の利用促進及び利便性の確保を図ります。
外出支援サービス事業の充実 [町受託事業]	一般の公共交通機関を利用することが困難な高齢者の在宅生活を支援するため、社会福祉施設や医療機関等への送迎を行います。
車イスの貸し出し	歩行等が困難で車イスを必要とする町民の日常生活を支援するため、車イスの貸出を行います。
社協福祉サービスガイドブックの発行 【再掲】	町民が利用できる様々な福祉サービスを紹介するガイドブックを作成し、町の福祉サービスの普及啓発及び利用促進を図ります。
ボランティア養成講座の開催 【再掲】	障がい者や高齢者等の理解及び支援活動の参加に必要な技術講座(手話・朗読・点訳・傾聴)を実施します。



◇野木町デマンドタクシー「キラ輪号」◇

## 第5章 計画の推進にあたって



## 1 計画の推進体制

本計画の基本理念及び基本目標を実現し、だれもが地域で安心して暮らすことができるまちづくりを進めるために、町民や団体等が主体的に活動できるようそれぞれの役割や責務を認識しながら、相互に連携・協働していくことが重要です。

これまでは、実施段階における参加が町民の主な役割でしたが、今後は、地域福祉への理解と関心を深め、取組の企画、運営、評価改善まで積極的に参画するしくみに発展させ、町民・行政・社会福祉協議会がそれぞれの役割をすすめていく必要があります。

### (1) 町民の役割

地域福祉を推進していく力は、地域の担い手である町民です。一人ひとりが地域に対する理解と関心を深めていくとともに、自らができることを考え、主体的に福祉活動に参加することが求められます。

自主的な活動を行う中で、多くの交流が生まれ、ともに支えあい、助けあう地域づくりが可能となります。

また、他の団体や福祉・教育等の関係機関と連携・協力しながら、より一層地域福祉の推進に貢献することが期待されます。

### (2) 行政の役割

町民一人ひとりが地域福祉の担い手として、自主的かつ主体的に活動することができるよう支援する役割が求められます。

そのため、町民、ボランティア団体、社会福祉協議会などの関係機関や団体の役割を踏まえながら、保健・医療・福祉・介護・教育分野等との連携を強化し総合的に地域福祉を推進していきます。

### (3) 社会福祉協議会の役割

地域福祉を推進するための中核として、町民や各種団体等と協働するとともに、行政との調整役としての役割を担う必要があります。

今後は、本計画及び年度毎の事業計画における取組の着実な推進とともに、継続的な見直し・改善を行います。また、さらなる地域福祉推進のため、座談会や研修会等を通じて地域住民との意見交換を行い、行政とともに各地域における活動の充実を図ります。

## 2 計画の進行管理

本計画を着実に推進するため、計画の進捗状況について継続的に検証を行います。検証にあたっては、「地域福祉推進委員会（仮称）」を設置し、必要な施策の見直しを講じるとともに、次期計画の策定における改善に反映します。

評価においては、計画の進捗状況や施策の効果をより適切に点検・評価するための評価方法や指標等を検討します。

また、計画内容の見直しにあたっては、社会情勢や地域の変化を踏まえ、効果的な改善方策を進めます。

### ■計画の点検・評価のためのイメージ図



### 3 地域福祉の推進に向けて

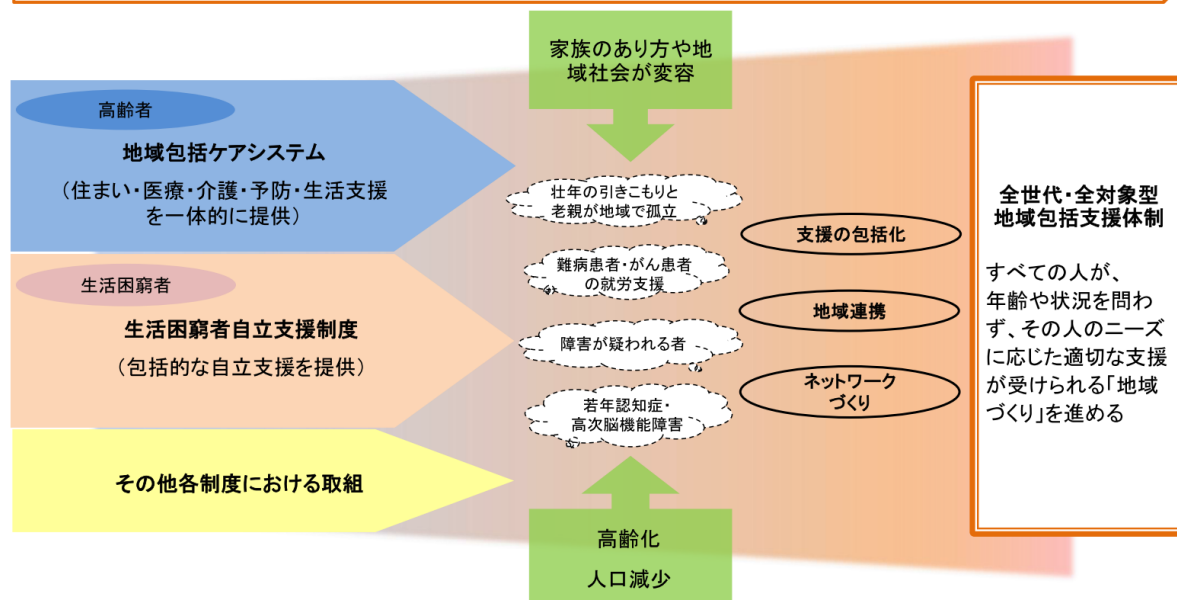
家族や地域による支援の力が低下し、福祉ニーズが多様化・複雑化する中で、地域全体で支える力を再構築することが求められています。今後は、自助・互助の取組を育みながらも、支援を必要とする住民の個々の状況に応じて、分野を問わず包括的に相談・支援を行うことが必要になります。

そのためには、すべての人が世代や背景を問わず、安心して暮らせるまちづくり（全世代・全対象型地域包括支援）が不可欠です。

国では、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を進めています。今後もこれを着実に進めるとともに、こうした考え方を全世代・全対象に発展・拡大させ、各制度とも連携して、新しい地域包括支援体制の確立を目指すという考え方を示しており、本町においても検討を進めていく必要があります。

#### ■新しい地域包括支援体制の確立

- これまで、高齢者施策における「地域包括ケアシステム」の構築、生活困窮者に対する「生活困窮者自立支援制度」の創設など、各制度においても、支援の包括化や地域連携、ネットワークづくりを推進している。
- 今後とも、地域包括ケアシステムなどを着実に進めつつ、こうしたコンセプトの適用をさらに広げ、多様なニーズを揃い取る「全世代・全対象型地域包括支援体制」を構築していく。



資料：平成27年9月 新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム・幹事会配布資料





# 資料編



# 1 策定経過

## ■平成 27 年度

日時	内容
平成 27 年 6 月 22 日 (月)	野木町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定に係る区長会説明会 (1) 地域福祉計画・地域福祉活動計画概要説明
8 月 12 日 (水)	第 1 回野木町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 (1) 講話：「地域・人・つながりをめざして」 講師：社会福祉士事務所「風のささやき」 代表 永島 徹 氏 (2) 野木町地域福祉計画・地域福祉活動計画の概要について (3) 町民アンケート調査票 (案) の検討
9 月 16 日 (水) ～ 9 月 30 日 (水)	野木町の地域福祉を推進するための町民意識調査
10 月 21 日 (水)	地域福祉計画・地域福祉活動計画視察研修会 (野木町区長会研修) 場 所：那須町 ゆめプラザ那須
12 月 16 日 (水)	野木町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定に係る区長会議 (1) 地域福祉を推進するための町民意識調査の結果について (2) 課題のまとめについて (3) 地域懇談会について
12 月 21 日 (月)	第 2 回野木町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 (1) 地域福祉を推進するための町民意識調査の結果について (2) 課題のまとめについて
平成 28 年 1 月 31 日 (日) ～ 2 月 14 日 (日)	野木町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定のための地域懇談会 (1) 地域福祉計画・地域福祉活動計画の内容について (2) 懇談会 (地域福祉の現状や課題などについて話し合い)
3 月 1 日 (火)	野木町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定に係る区長会議 (1) 地域懇談会の結果と今後の取り組みについて
3 月 14 日 (月) ～ 4 月 28 日 (木)	野木町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定に係るヒアリング調査

## ■平成 28 年度

日時	内容
8 月 22 日 (月)	第 3 回野木町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 (1) 地域懇談会の報告について (2) 計画骨子 (案) について
11 月 22 日 (火)	第 4 回野木町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 (1) 野木町地域福祉計画・地域福祉活動計画 (素案) について
平成 29 年 1 月 17 日 (火) ～ 2 月 16 日 (木)	パブリックコメントの実施
2 月 21 日 (火)	第 5 回野木町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 (1) 野木町地域福祉計画・地域福祉活動計画 (最終案) について (2) 講話：「住み慣れた地域で安全・安心して暮らすために」 講師：社会福祉士事務所「風のささやき」 代表 永島 徹 氏

## 2 野木町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

平成 27 年 3 月 30 日告示第 45 号

野木町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会設置要綱を次のように定め、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

(設置)

第 1 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づく野木町地域福祉計画・地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、野木町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に関して必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 20 名以内をもって組織し、次に掲げる職にある者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 各関係団体の代表者。
- (2) 社会福祉関係者並びに関係行政機関の代表。
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、町長が必要と認めた者。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱された日から計画策定終了するまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(報告)

第 7 条 委員長は、第 2 条に規定する所掌事務の事項について、その結果を町長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、主管課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

## ■野木町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

No.	職名	氏名	任期	備考
1	野木町区長会 代表	富田 英俊	H27.8～	副委員長
2	野木町老人クラブ連合会 代表	新井 明石	H27.8～	
3	野木町身体障害者福祉会 代表	中村 聡	H27.8～H28.3	
4	野木町心身障害児者父母の会 代表	佐藤 真由美	H27.8～	
5	野木町民生委員児童委員協議会 代表	小池 章三	H27.8～H28.3	委員長
6	野木町民生委員児童委員協議会 代表	諏訪 洋子	H27.8～	
7	野木町母子保健推進員協議会 代表	大関 則子	H27.8～	
8	野木町赤十字奉仕団 代表	田部井 淑江	H27.8～	
9	野木町社会福祉ボランティア連絡協議会 代表	薩摩 アツ子	H27.8～	
10	社会福祉法人 パステル 代表	石橋 須見江	H27.8～	
11	特定非営利活動法人 みらい 代表	清野 恵美子	H27.8～	
12	地域密着型特別養護老人ホーム 代表	片山 久雄	H27.8～	
13	法得幼稚園 代表	大中 清見	H27.8～	
14	認定子ども園 野木幼稚園 代表	須藤 浩子	H27.8～	
15	いちご保育園 代表	梅津 定子	H27.8～	
16	ライフケアクリニック 希望 代表	山路 義生	H27.8～	
17	野木町障がい者自立支援協議会 代表	砂川 剛	H27.8～	
18	特別支援教育相談員	浅川 峰次	H27.8～H28.3	
		杉内 一恵	H28.4～	
19	一般公募	檜山 金哉	H27.8～	
20	一般公募	川俣 真由美	H27.8～	

## ■アドバイザー

社会福祉士事務所「風のささやき」 代表	永島 徹
---------------------	------

## 3 用語解説

### あ

#### ○NPO（エヌピーオー）

Non Profit Organization の略で、民間の非営利団体のこと。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を配分することを目的としない団体の総称

### か

#### ○介護保険

介護が必要になった人に、保健・医療サービスや福祉サービスの給付を行うための制度のこと

#### ○協働

町民や行政、社協等が地域をより良くするために、それぞれの役割と責務に基づいてお互いの立場を尊重し、共通の目的の達成に向けて対等な立場で協力し合ってまちづくりを進めること

### さ

#### ○参画

政策の立案、実施及び評価の各段階において、主体的に関与すること

#### ○生活困窮者

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者のこと

#### ○生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者のこと

#### ○成年後見制度

認知症高齢者や知的障がい者など、判断能力が十分でない人を保護する制度であり、成年後見人による生活、身上監護や財産の管理など、その諸権利を守り、社会的に支援する制度のこと

### た

#### ○地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるようにするしくみのこと

**○地域包括支援センター**

高齢者への総合的な相談の窓口として、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置し、必要な介護サービスや保健福祉サービス、日常生活支援などの業務を行う機関のこと

## な

**○認知症**

物事を記憶する、考える、判断するなど、認知機能が低下する病気で、日常生活を営むことが困難になること

**○認知症ケアパス**

認知症の進行状況に応じて、どのようなサービスや支援を利用できるのかをとりまとめたもの

**○認知症サポーター**

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けするサポーターのこと

## は

**○引きこもり**

長期間にわたって家庭内に引きこもり、社会的な活動に参加できない状態のこと

**○ボランティア**

自発的、主体的に社会貢献活動を行う個人のこと

**○ボランティアセンター**

ボランティア活動者等の育成・援助、また、需給・連絡調整を行うことで、地域住民等のボランティア活動に関する理解と関心を深めることを目的とした機関のこと

## ま

**○民生委員児童委員**

厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人々のこと

## よ

**○要配慮者**

高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人のこと

## 野木町地域福祉計画・地域福祉活動計画

発行 平成 29 年 3 月

編集 野木町役場（町民生活部 健康福祉課 社会福祉係）

〒329-0195 栃木県下都賀郡野木町大字丸林 571

TEL 0280-57-4172

URL <http://www.town.nogi.lg.jp>

社会福祉法人野木町社会福祉協議会

〒329-0101 栃木県下都賀郡野木町大字友沼 5840-7

TEL 0280-57-3100

URL <http://www.nogi-shakyo.or.jp>



